

総論

○「障がい」とする場合・・・人を指す場合等

（例）障がいのある方と家族、高齢者や障がいのある方等

○「障害」とする場合・・・法律上の名称及び国・県の事業〈公的事業〉の名称等

（例）障害福祉サービス、身体障害者手帳、障害者総合支援法等

第1章 計画策定の前提

1 計画策定の背景

平成15年度より、障がいのある方の自己決定を尊重するため、行政が障がいのある方に必要なサービスの内容等を決定する措置制度から、障がいのある方が自ら事業者と契約しサービスを選択できる支援費制度へと転換がなされ、平成18年に障害者自立支援法が施行され、身体障がいのある方及び知的障がいのある方に加え、精神障がいのある方も含めた制度が確立されるとともに、市町村は「障害福祉計画」の策定が義務付けられることとなりました。この「障害福祉計画」では、基本となる理念や提供されるサービスなどの見込量、そして計画的な基盤整備のための取組などを定めています。その後、平成25年には、障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）として施行されました。

そして、平成26年2月の障害者権利条約の批准に伴い、平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されました。

このことにより、今後は、社会的障壁^{※1}の除去のため、合理的配慮^{※2}を推進したり障がいのある方のアクセシビリティ^{※3}を向上させる環境整備が重要となり、社会のあらゆる場面でアクセシビリティの視点を取り入れることが必要となります。

また、平成30年度から、児童福祉法の改正に伴い、市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務付けられることとなり、年齢、性別等の要因で複合的困難な状況に置かれる障がいのある方等へのきめ細かい配慮も求められていくものと考えます。

＜障がいのある方への施策の新たな総合指針＞

障がいのある方のさまざまな支援ニーズに積極的に対応するため、今後の障がいのある方の施策の総合指針となる「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を策定するものです。

※1 社会的障壁

障がいのある方が社会的生活を営む上で妨げとなる社会的な制度や慣行。

※2 合理的配慮

障がいのある方が障がいのない方と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための個別の調整や変更のこと。

※3 アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け利用できること。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の法定根拠と性格

山鹿市第3期障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画は、障がいのある方の生活全般にわたる支援のための障がいのある方の施策に係る総合的な計画であり、障害者基本法に規定されている市町村障害者計画と、障害者総合支援法に規定されている市町村障害福祉計画及び児童福祉法に規定されている市町村障害児福祉計画に当たります。

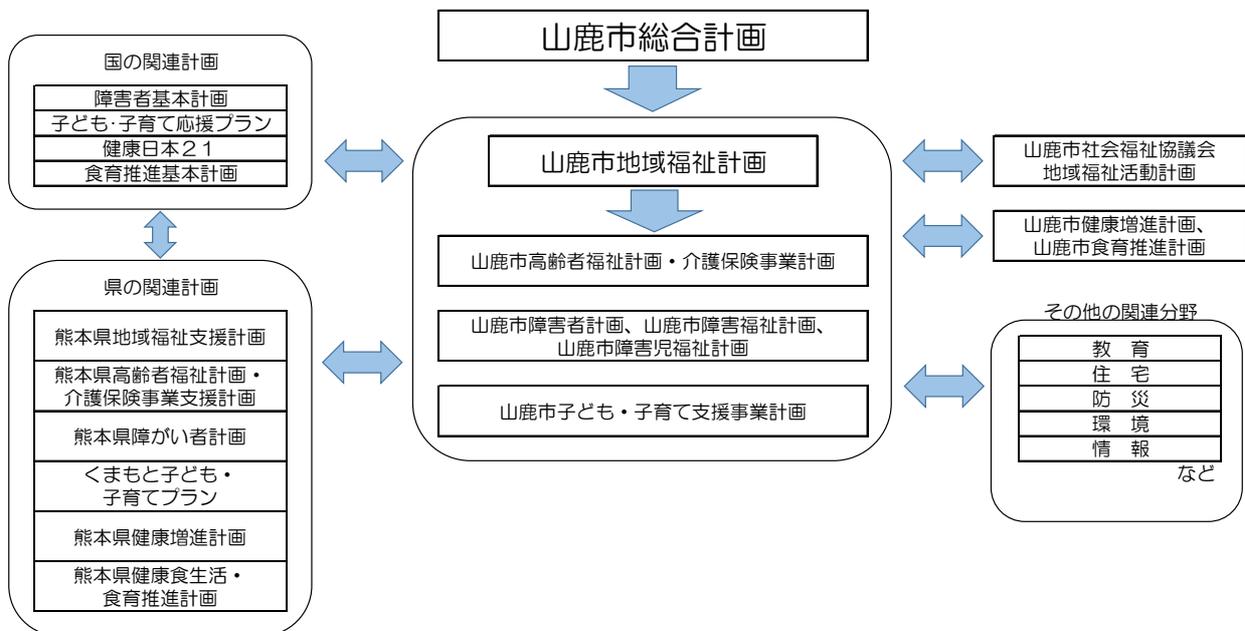
このため、国の「第4次障害者基本計画」（計画期間：平成30年度～平成34年度）とともに、熊本県の関連計画を踏まえたものとしています。

(2) 本計画と他の計画との関連

本計画は、本市の「第2次山鹿市総合計画」及び「山鹿市地域福祉計画」に掲げるまちづくりの基本目標の実現に向け、障がいのある方の施策の観点からその具体化を図る「個別計画」と位置づけるものです。

このため、他の関連計画との施策内容の調整を図るものとしています。

《障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画と他の計画との関連》



(3) 計画の期間

本計画は、障害福祉計画を包含する長期的な計画として位置づけられることから、この計画期間を平成30年度から平成35年度までの6か年とします。ただし、山鹿市第5期障害福祉計画及び山鹿市第1期障害児福祉計画は平成30年度から平成32年度までの3か年とします。

なお、本計画は今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

《障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間》

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
障害者計画	山鹿市第2期障害者基本計画 平成24年度～平成29年度						山鹿市第3期障害者計画 平成30年度～平成35年度					
障害福祉計画	山鹿市第3期 障害福祉計画		山鹿市第4期 障害福祉計画		山鹿市第5期 障害福祉計画		山鹿市第6期 障害福祉計画					
障害児福祉計画							山鹿市第1期 障害児福祉計画		山鹿市第2期 障害児福祉計画			

第2章 障がいのある方をめぐる施策の動向

1 これまでの障がいのある方をめぐる施策の動向

我が国の障がいのある方をめぐる施策は、昭和 45 年に制定された心身障害者対策基本法を基に推進されましたが、昭和 56 年の「国際障害者年」を受け、その後、障害者基本法として大幅な制度改正が行われました。また、障害者基本法については、その後、平成 16 年に法の基本的理念等に「障害を理由とする差別の禁止」を明記するなどの法改正（一部改正）が行われました。

また、精神障がいのある方をめぐる法制度も大きく変革し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律によって、従来の精神障がいのある方の「入院医療」中心の施策から在宅移行への「地域精神保健福祉」へと転換されました。

近年の動きをみると、さらに目まぐるしく、平成 15 年には社会福祉基礎構造改革の一環として、それまでの措置から契約方式への転換を図る「支援費制度」が導入されるとともに、平成 17 年 4 月には、発達障がいのある方への支援体制の整備を図るため、発達障害者支援法が施行されました。そして同年 10 月には、市町村が一元的に福祉サービスを提供する仕組みを創設するとともに、利用者負担の見直しや国の財政責任の明確化を通じて制度の安定化を目指す障害者自立支援法が成立し、平成 18 年 10 月に施行されました。

しかし、障害者自立支援法に規定された「応益負担（定率負担）」が、障がいのある方の尊厳を傷つけるとして、国は同法の廃止と障害者総合福祉法の制定を掲げ、制度改革に着手しました。平成 22 年にようやく一部が改正され、利用者の支払能力（所得）に応じた負担（応能負担）を原則とすることが明記されました。また、発達障がいのある方を同法の対象とすることや、相談支援の充実、障がいのある子どもへの支援の強化が盛り込まれました。

さらに平成 25 年から、同法が障害者総合支援法に改称されるとともに、障がいのある方の範囲に難病等を追加、障害程度区分から障害支援区分への見直し、サービスの見直しが図られました。

障がいのある子どもへの支援については、昭和 23 年に施行された児童福祉法において、障がいのある子どもに対する支援が位置づけられ、昭和 40 年代半ばからは通園の制度化が進みました。その後、制度を利用する仕組みに関する改革が進み、平成 15 年施行の支援費制度、平成 18 年施行の障害者自立支援法に併せて各種の制度改正が行われました。その後さまざまな内容の見直しが行われ、障害者制度改革推進本部等におけ

る検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律に盛り込まれ、平成 24 年 4 月に施行されて現在に至っています。

さらに平成 27 年度から、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度の中でも、保育所等での障がいのある子どもの受入れ等、障がいのある子どもの支援につながる取組の制度化に関する事項が含まれています。

その他、近年の障がいのある方にかかわる法制度の動向を示すと、次表のとおりです。

年	主たる法制度改革の内容		
平成 24 年 (2012 年)	3 月	厚生労働省	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定
	6 月	厚生労働省	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」可決成立
	6 月	厚生労働省	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」成立
	6 月	厚生労働省	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達法）」成立
	6 月	厚生労働省	障害者の法定雇用率を引き上げる政令が公布される。（平成 25 年 4 月 1 日施行）
平成 25 年 (2013 年)	4 月	厚生労働省	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行
	4 月	厚生労働省	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達法）」施行
	4 月	厚生労働省	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」閣議決定
	6 月	厚生労働省	「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行
	6 月	厚生労働省	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」成立
平成 26 年 (2014 年)	1 月		「障害者権利条約」批准（※日本について）
	2 月		「障害者権利条約」発効（※日本について）
	4 月	厚生労働省	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」施行
	5 月	厚生労働省	「難病の患者に対する医療等に関する法律」成立

平成 27 年 (2015 年)	1 月	厚生労働省	「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行
	3 月	厚生労働省	「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」に基づく「障害者差別禁止指針」、「合理的配慮指針」策定
平成 28 年 (2016 年)	4 月	厚生労働省	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行
	5 月	厚生労働省	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」成立
	5 月	厚生労働省	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」成立
	6 月	厚生労働省	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」一部施行
	8 月	厚生労働省	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」成立

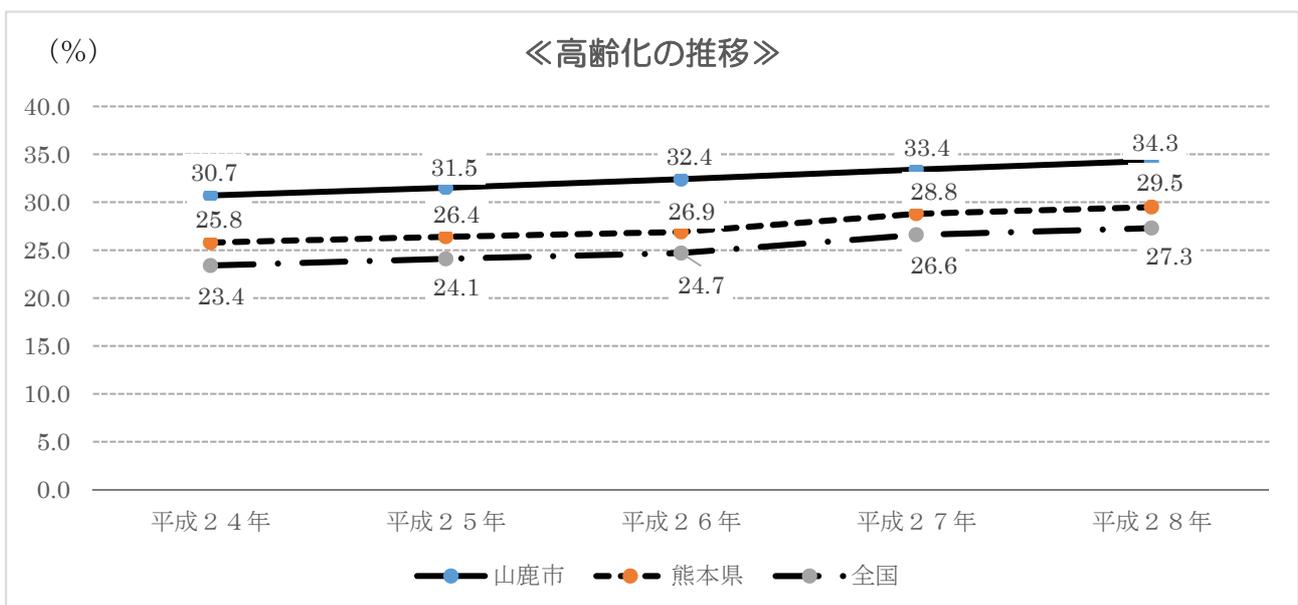
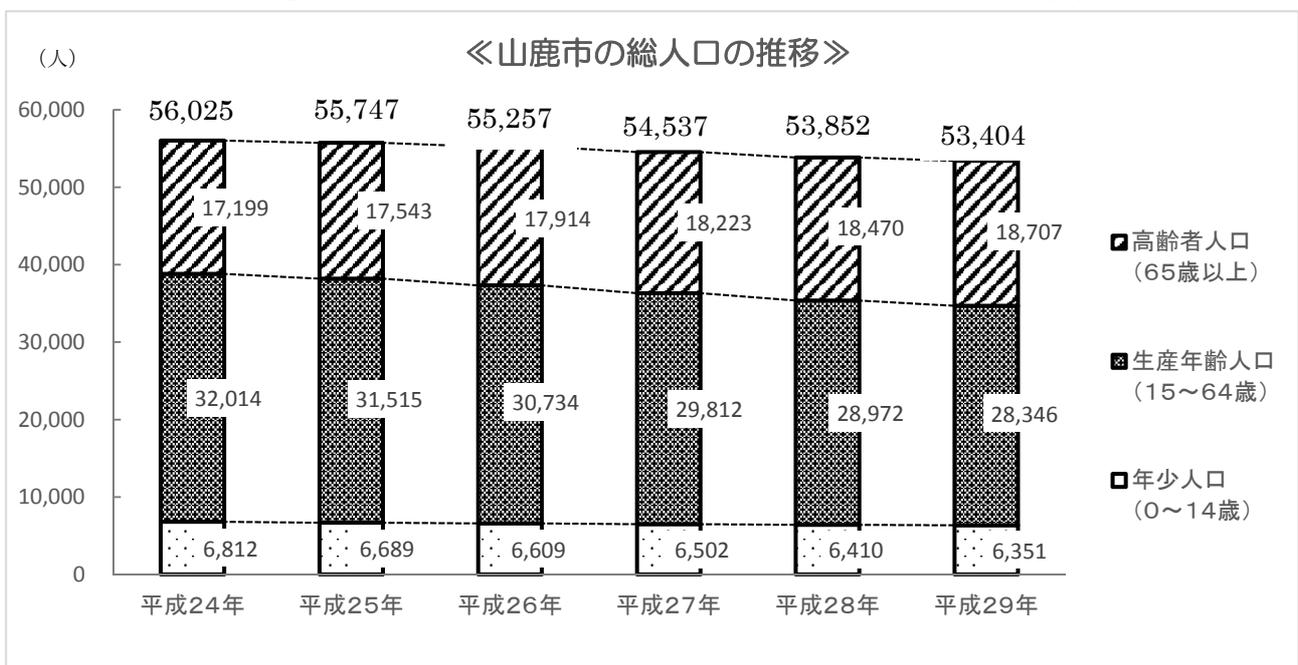
第3章 障がいのある方をめぐる状況と支援ニーズ

1 総人口の推移

本市の総人口は、平成29年3月末日現在 53,404 人となっており、年々減少を続けています。年少人口、生産年齢人口は総人口と同様に減少を続ける一方で、高齢者人口は増加傾向にあります。

平成29年3月末日現在の高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は約35.0%と、市民の約3人に1人が高齢者となっています。

高齢化率の推移を国・県と比較すると、いずれの年も国・県を大きく上回っていることから、本市は高齢化が早いペースで進んでいる地域であると言えます。



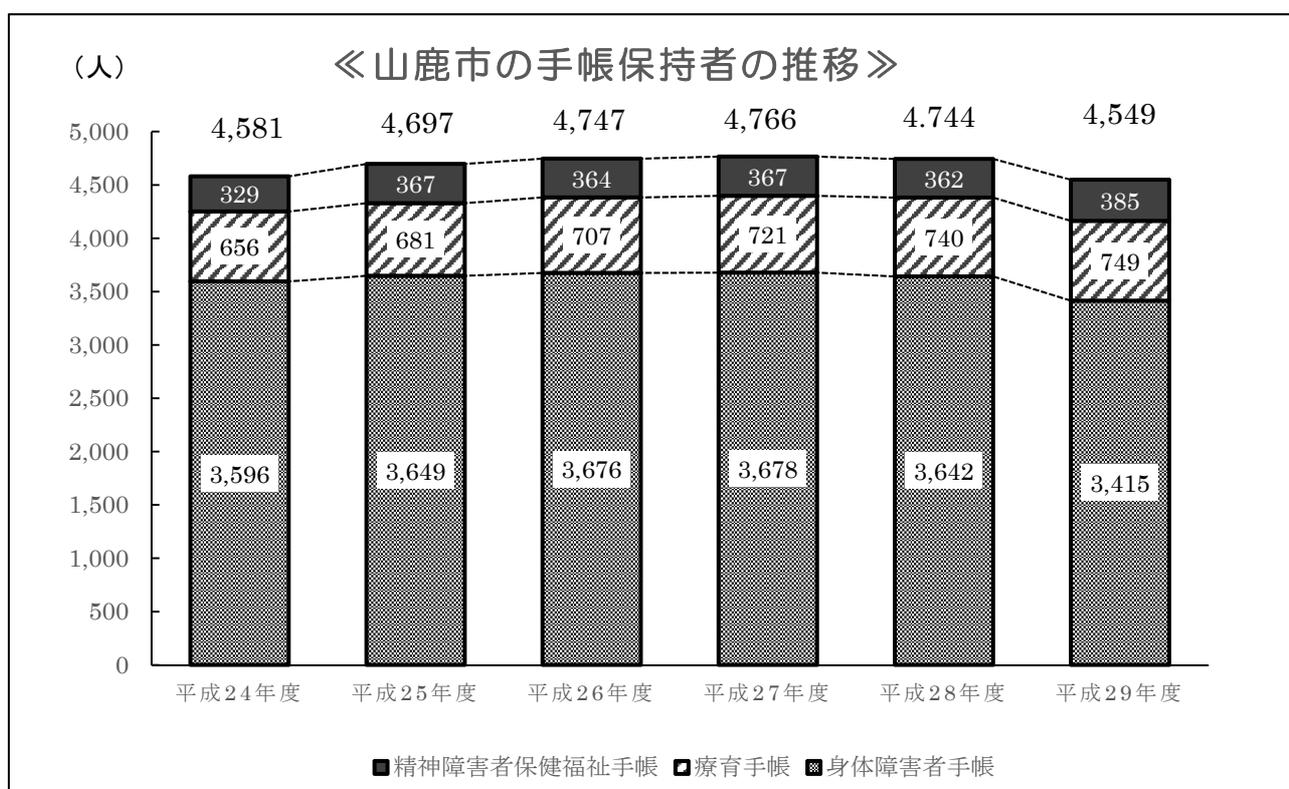
資料：住民基本台帳人口要覧（各年3月末日現在）

2 障がいのある方の状況

(1) 障がいのある方(全体)の状況

平成29年4月1日現在の障害者手帳保持者数は4,549人(身体障害者手帳^{※1}:3,415人、療育手帳^{※2}:749人、精神障害者保健福祉手帳^{※3}:385人)となっています。平成24年度と比較すると、身体障害者手帳は181人減少、療育手帳は93人増加、精神障害者保健福祉手帳は56人増加しています。

療育手帳・精神障害者保健福祉手帳保持者の増加は、障害者相談支援事業によって、障害福祉サービス利用などの方法が広く知られるようになったことも要因と考えられます。



資料：山鹿市福祉援護課（各年度4月1日現在）

※1 身体障害者手帳：

身体に障害のある方が身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。

※2 療育手帳：

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいのある方と判定された人に対して交付されるもの。障害の種類は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

※3 精神障害者保健福祉手帳：

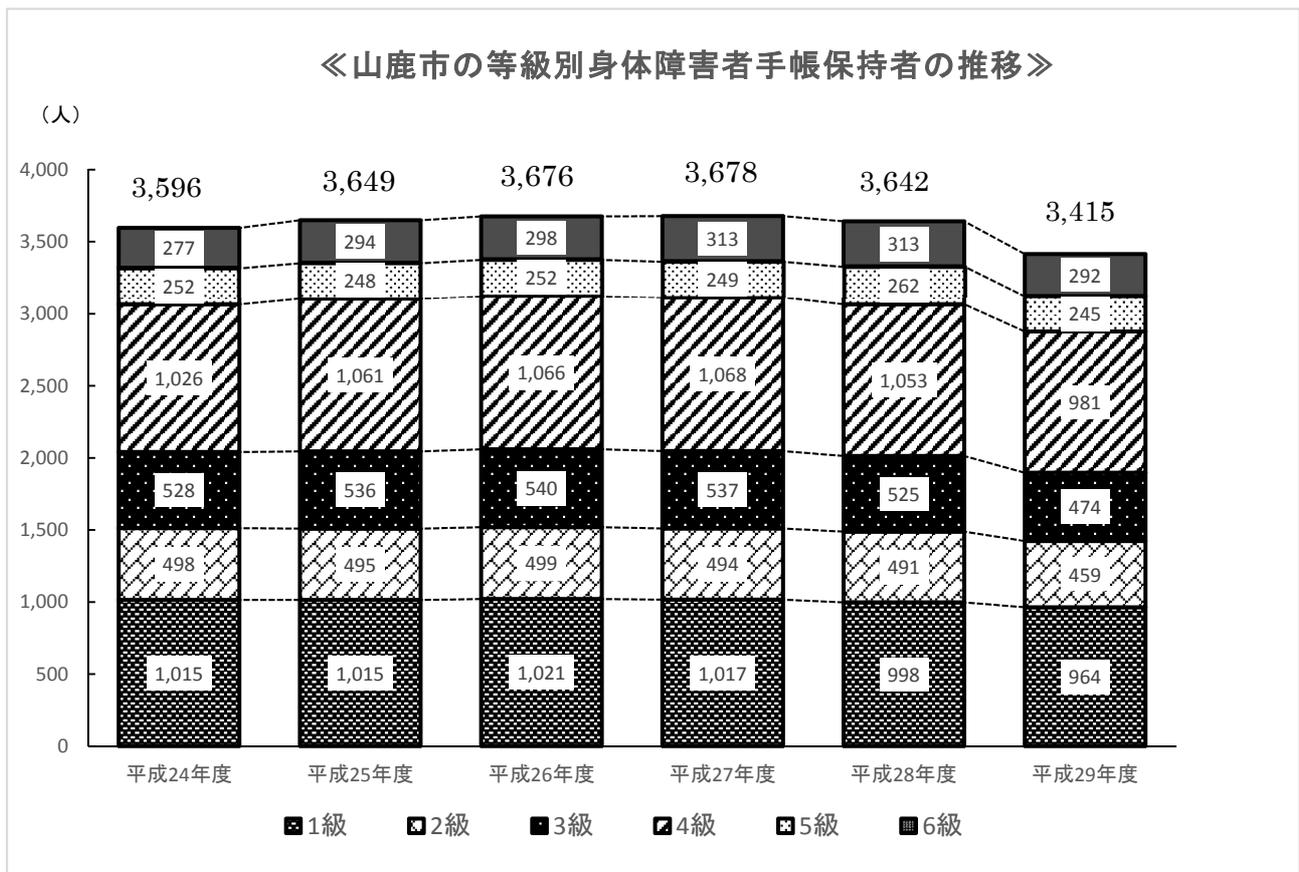
平成7年5月に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により創設されたもの。手帳制度を設け、各種の支援政策を推進、障がいのある方の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。障害の程度により重度から1級、2級、3級とし、2年ごとに精神障害の状態について都道府県知事の認定を受けなければならない。

(2) 身体障害者手帳保持者の状況

平成29年4月1日現在の身体障害者手帳保持者は3,415人となっています。身体障害者手帳保持者を等級別に見ると、「1級」、「4級」が多くを占めています。

「1級」「2級」の重度の障がいのある方が増加することにより、1人当たりの医療費とともに障害福祉サービスについても高額となる傾向があり、本市における社会保障費の増加が見込まれます。

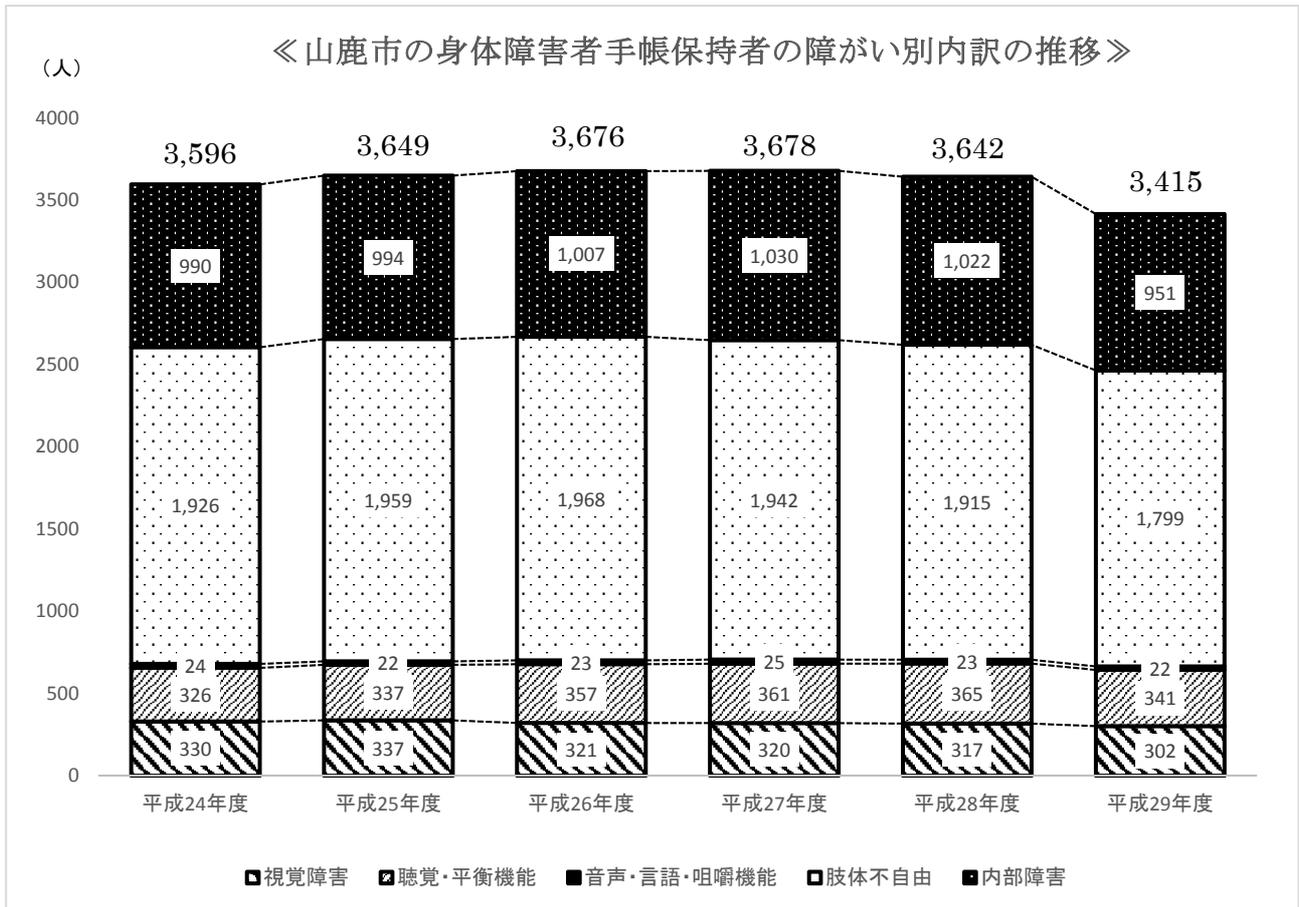
今後は、障がいの原因となる疾病の予防や早期治療に向けた取組も重要となります。



資料：山鹿市福祉援護課（各年度4月1日現在）

平成 29 年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳保持者数を障がい部位別にみると、「肢体不自由」が 1,799 人で最も多く、次いで「内部障害」(951 人)、「聴覚・平衡機能障害」(341 人)、「視覚障害」(302 人)、「音声・言語・そしゃく機能障害」(22 人)となっています。

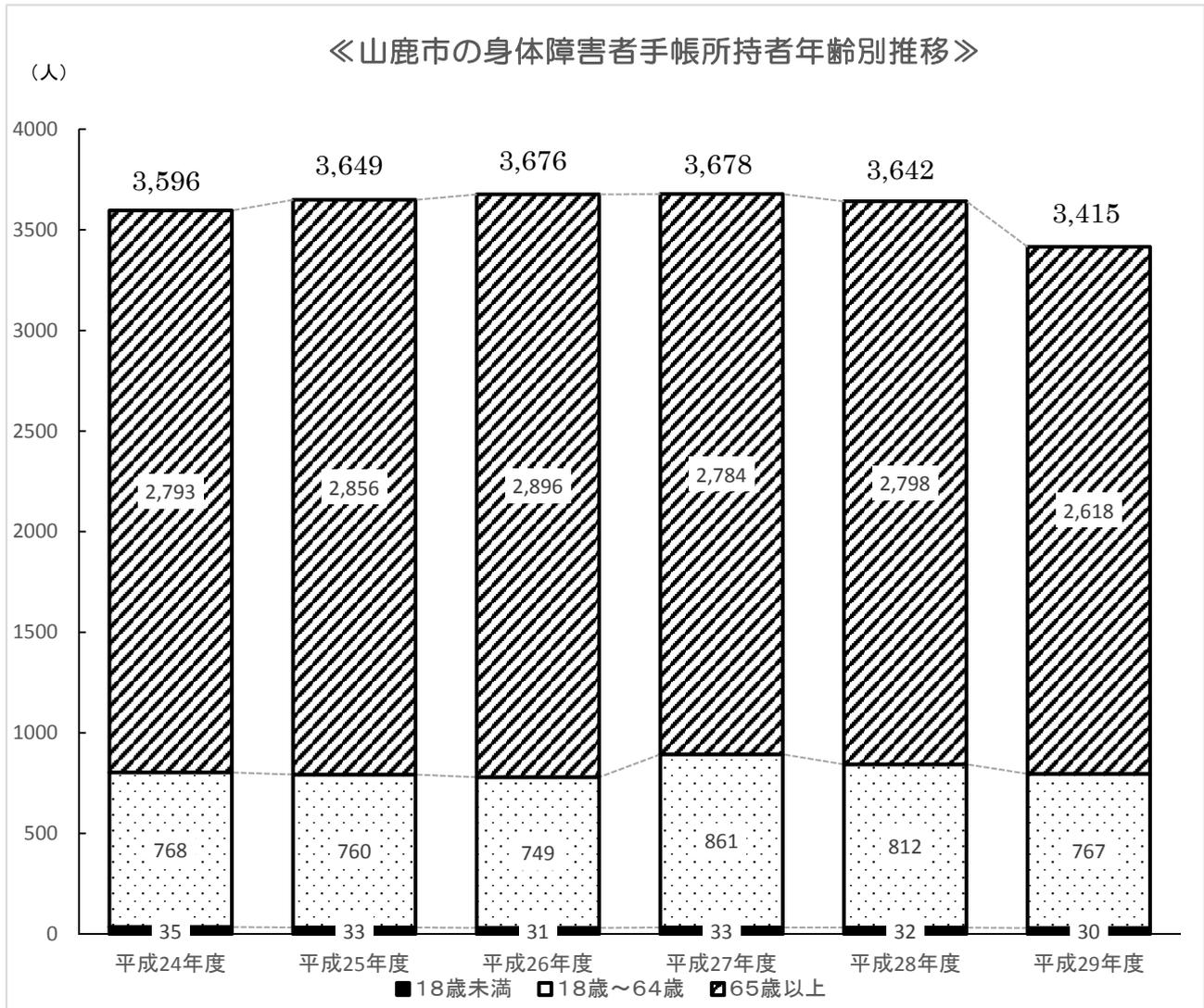
すべての障がいを障がい部位別構成比の推移でみると、ほぼ横ばいとなっています。



資料：山鹿市福祉援護課（各年度 4 月 1 日現在）

平成29年4月1日現在の身体障害者手帳保持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は30人、「18～64歳」は767人、「65歳以上」は2,618人となっています。

年齢別構成比の推移でみると、いずれの年度も「65歳以上」が7割以上を占めています。



資料：山鹿市福祉援護課（各年度4月1日現在）

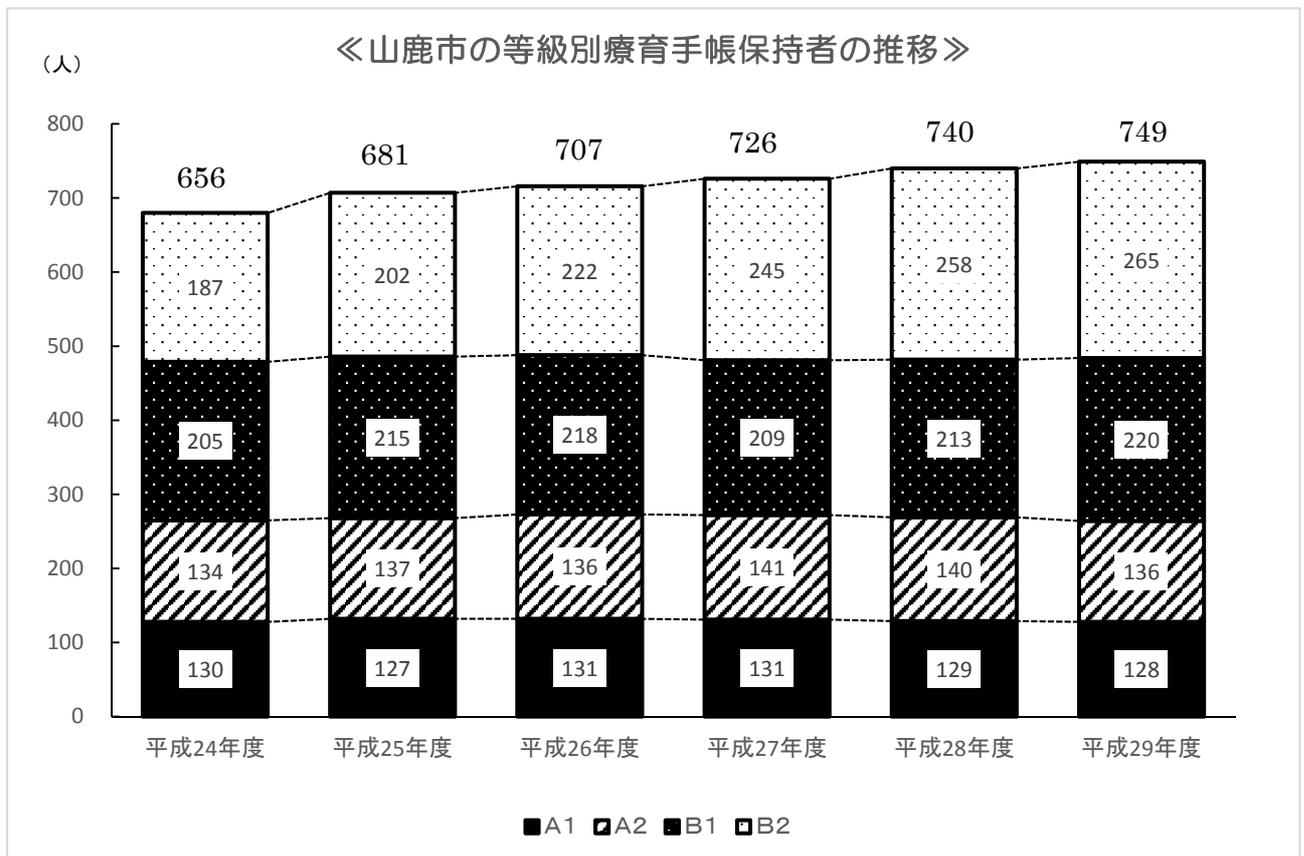
(3) 療育手帳保持者の状況

平成 29 年4月1日現在の療育手帳保持者数は 749 人（「A1」128 人、「A2」136 人、「B1」220 人、「B2」265 人）となっており増加傾向にあります。

判定別の推移でみると、「療育手帳A1.A2」はほぼ横ばい、「療育手帳B1.B2」は増加しており、全体としては増加傾向を示しています。

判定別構成比の推移でみると、いずれの年度も「療育手帳B」が「療育手帳A」を上回り、年々その傾向は強くなっています。

療育手帳保持者の増加は、障がい者相談支援体制の充実や、鹿本地域療育センター事業及び地域療育支援ネットワークの推進等による早期療育への取組からの申請者数の増加によるものと考えられます。

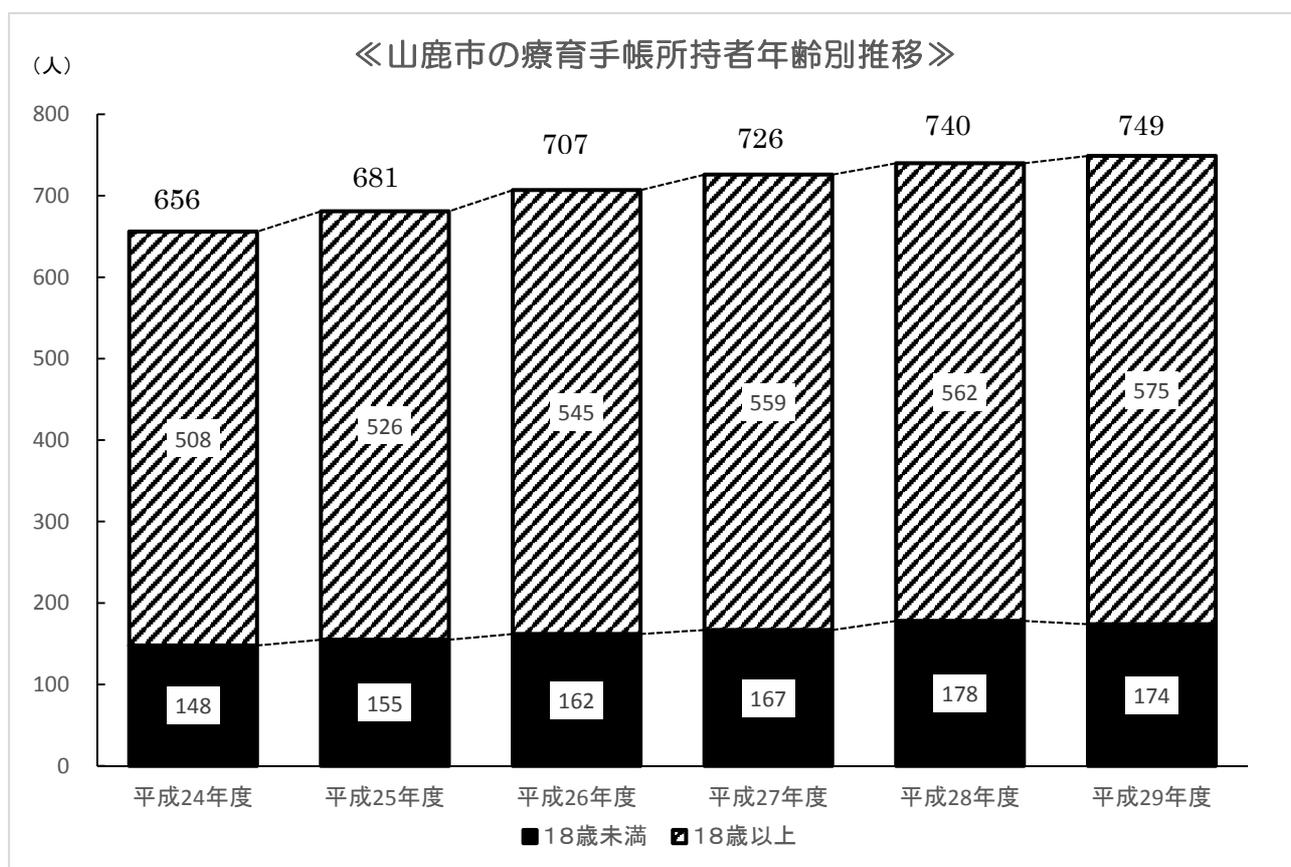


資料：山鹿市福祉援護課（各年度4月1日現在）

平成 29 年 4 月 1 日現在の療育手帳保持者数を年齢別にみると、「18 歳未満」は 174 人、「18 歳以上」は 575 人となっており、「18 歳未満」、「18 歳以上」はともに増加傾向にあります。

年齢別構成比の推移でみると、いずれの年度も「18 歳以上」が 7 割以上を占めています。

18 歳未満の療育手帳所持者の増加においては、地域療育センター事業による相談事業や地域支援及び地域療育支援ネットワークの推進等、早期療育支援への取組によるものと考えられます。



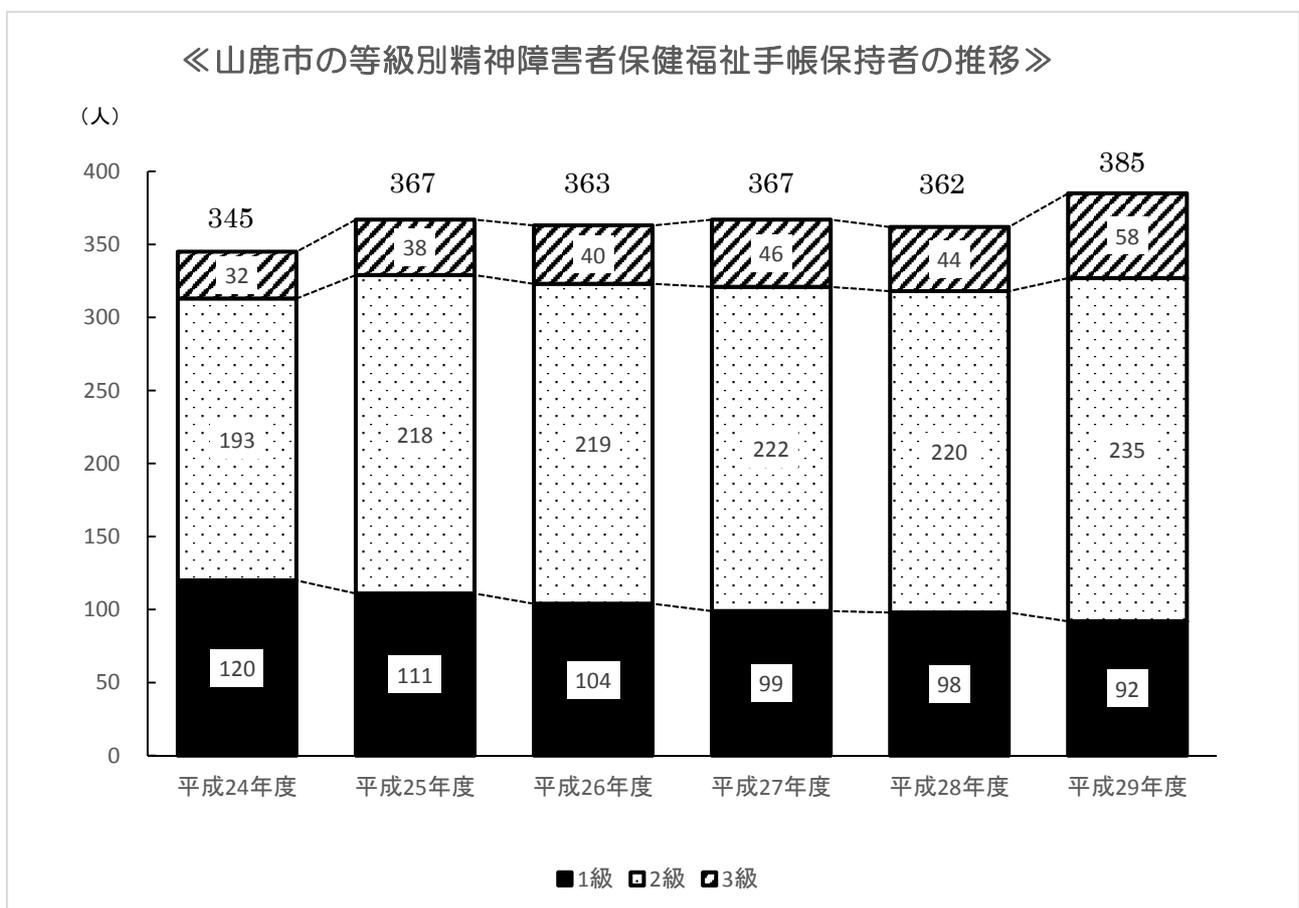
資料：山鹿市福祉援護課（各年度4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳保持者の状況

平成29年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳保持者数は385人（「1級」92人、「2級」235人、「3級」58人）となっており、平成24年度以降増加傾向にあります。

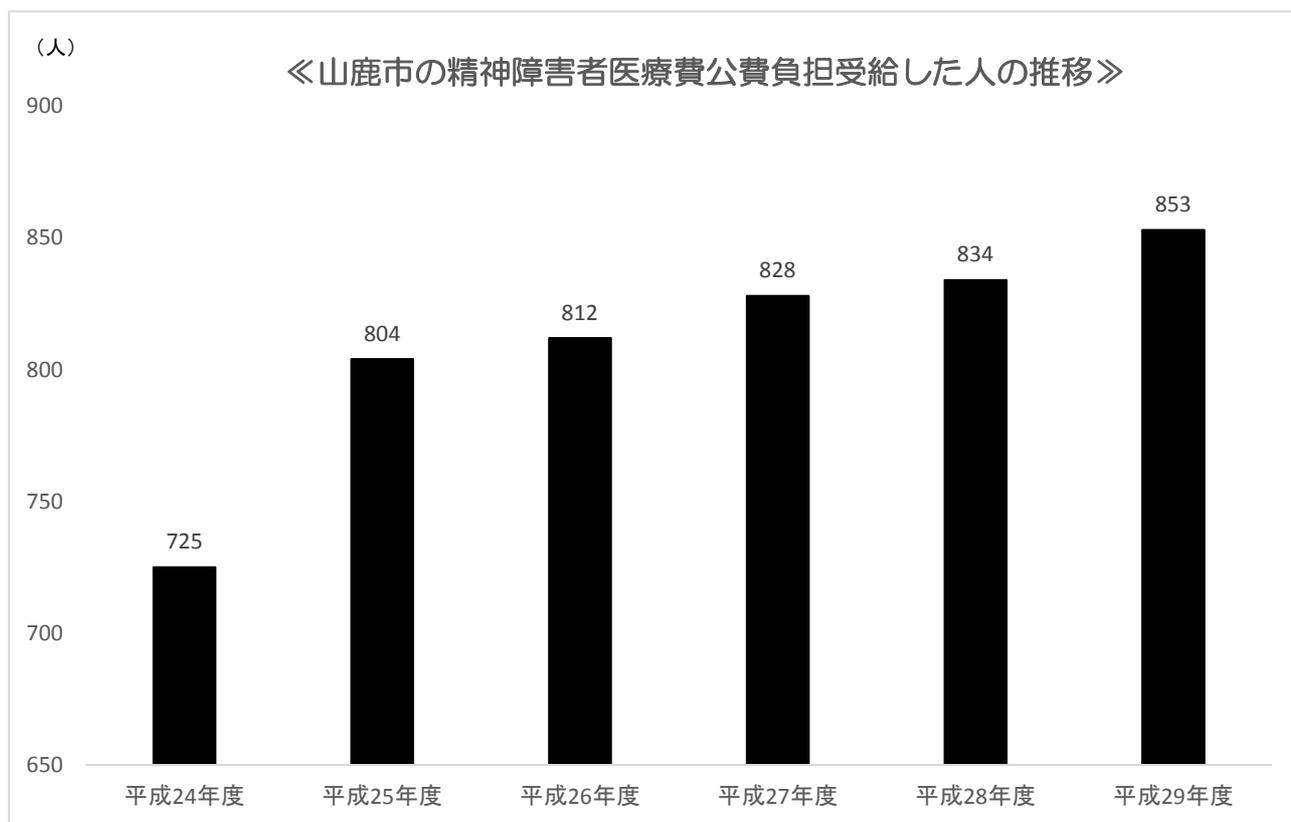
等級別の推移をみると、「2級」、「3級」は全体と同様に増加傾向にあるものの、「1級」は減少傾向にあります。

等級別構成比の推移をみると、平成24年度以降「2級」、「3級」が増加傾向にあり、「2級」が過半数を占めています。



資料：山鹿市福祉援護課（各年度4月1日現在）

平成 29 年 4 月 1 日現在の精神障害者医療費公費負担の受給者数は、853 人となっています。受給者数の推移をみると、平成 24 年度以降増加傾向にあります。

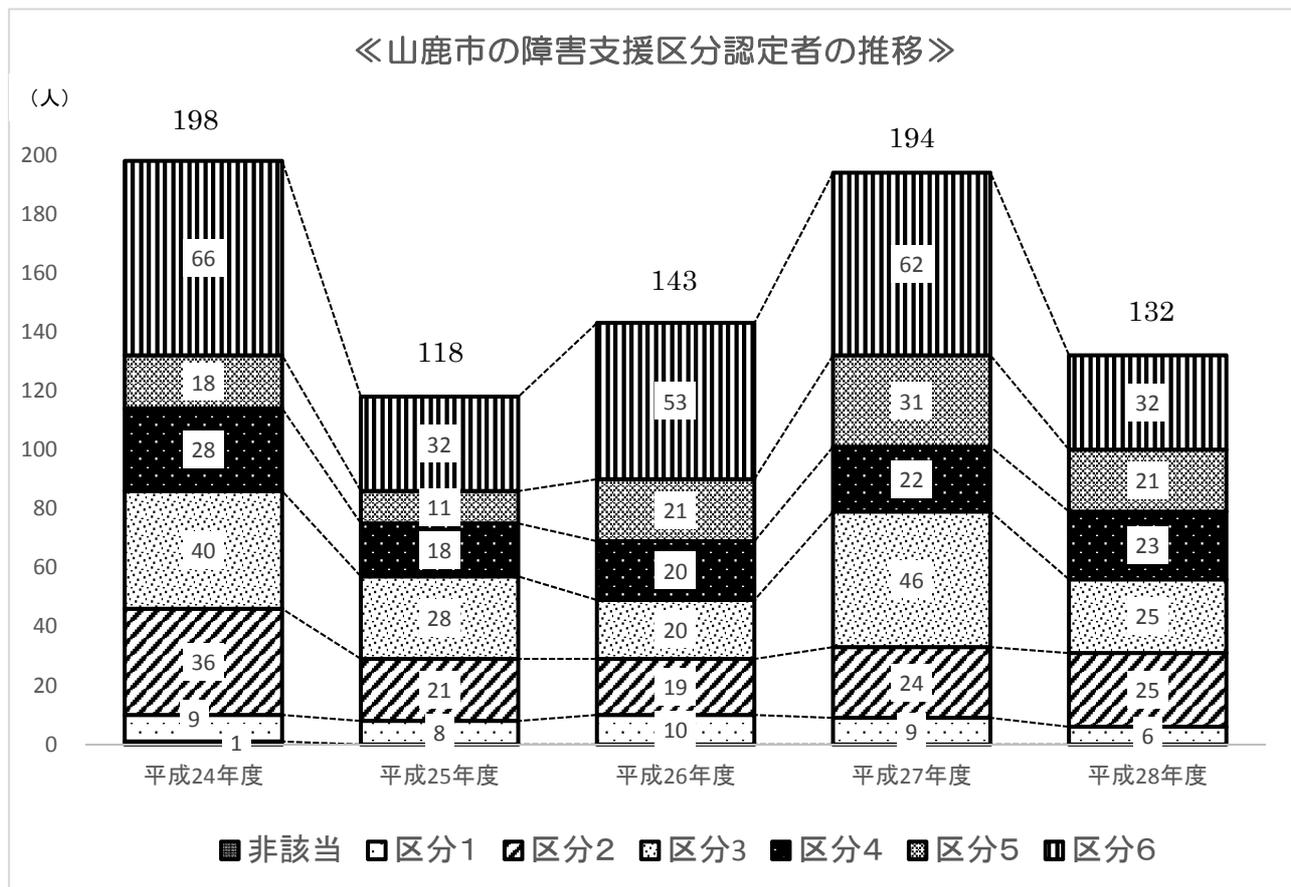


資料：山鹿市福祉援護課（各年度 4 月 1 日現在）

(5) 障害支援区分別支給決定者

各年度の障がいのある方の障害支援区分決定者数を障害支援区分別にみると、「区分6」が最も多く、全体の約2割を占めています。

平成24年度、平成27年度の決定者数が多いのは、認定期間で一番多いのが3年間であるため、区分見直しの年度が集中するためです。



資料 山鹿市福祉援護課（平成29年4月1日現在）

(6) 指定難病にかかる医療費の助成状況など

平成 29 年 3 月現在、指定難病として医療費援助の対象となっている本市に住所を有する難病*患者数は 602 人であり、増加傾向にあります。

(指定難病医療受給者証所持者数)《山鹿市に住所を有する方》

疾患群	H27年度末	H28年度末
神経・筋疾患	187	205
免疫系疾患	61	60
消化器系疾患	139	144
代謝系疾患	3	1
皮膚・結合組織疾患	28	29
循環器系疾患	22	24
血液系疾患	16	18
腎・泌尿器系疾患	4	5
骨・関節系疾患	44	42
内分泌系疾患	15	18
呼吸器系疾患	22	25
視覚系疾患	25	24
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	0	0
その他(複合的な疾患群)	8	7
合計	574	602

資料：熊本県（平成 29 年 3 月現在）

また、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病数が 358 に拡大され、さらに障害福祉サービスの周知を図る必要があります。

※ 難病：

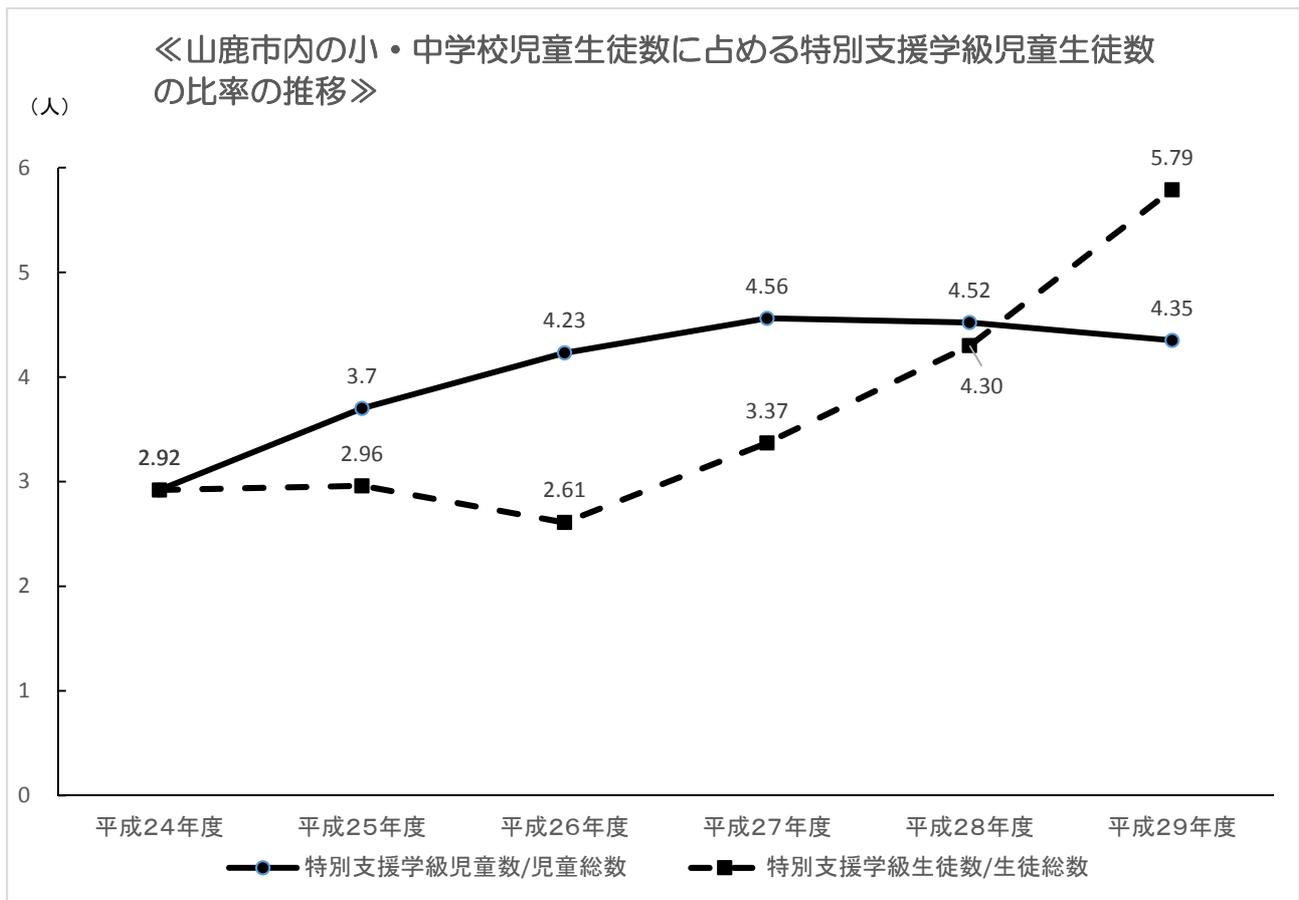
原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。

(7) 就学状況

平成29年4月1日現在、山鹿市内の小・中学校における特別支援学級児童生徒数の割合は増加傾向にあります。

障害福祉サービスにおいては、支援を必要とする児童生徒の一時預かりや、長期休暇中の過ごし方として、日中一時支援事業や放課後等デイサービスへのニーズが増加しています。

家族の負担軽減や、療育支援体制の整備が必要となります。



資料：山鹿市教育委員会（平成29年4月現在）

3 アンケート調査結果からみる障がいのある方の実態

本計画の策定にあたって、市民の意見や要望を把握するため、障がいのある方に対するアンケート調査を実施しました。

これ以降、アンケート調査における障がいのある方の実態や意向等を見てみます。

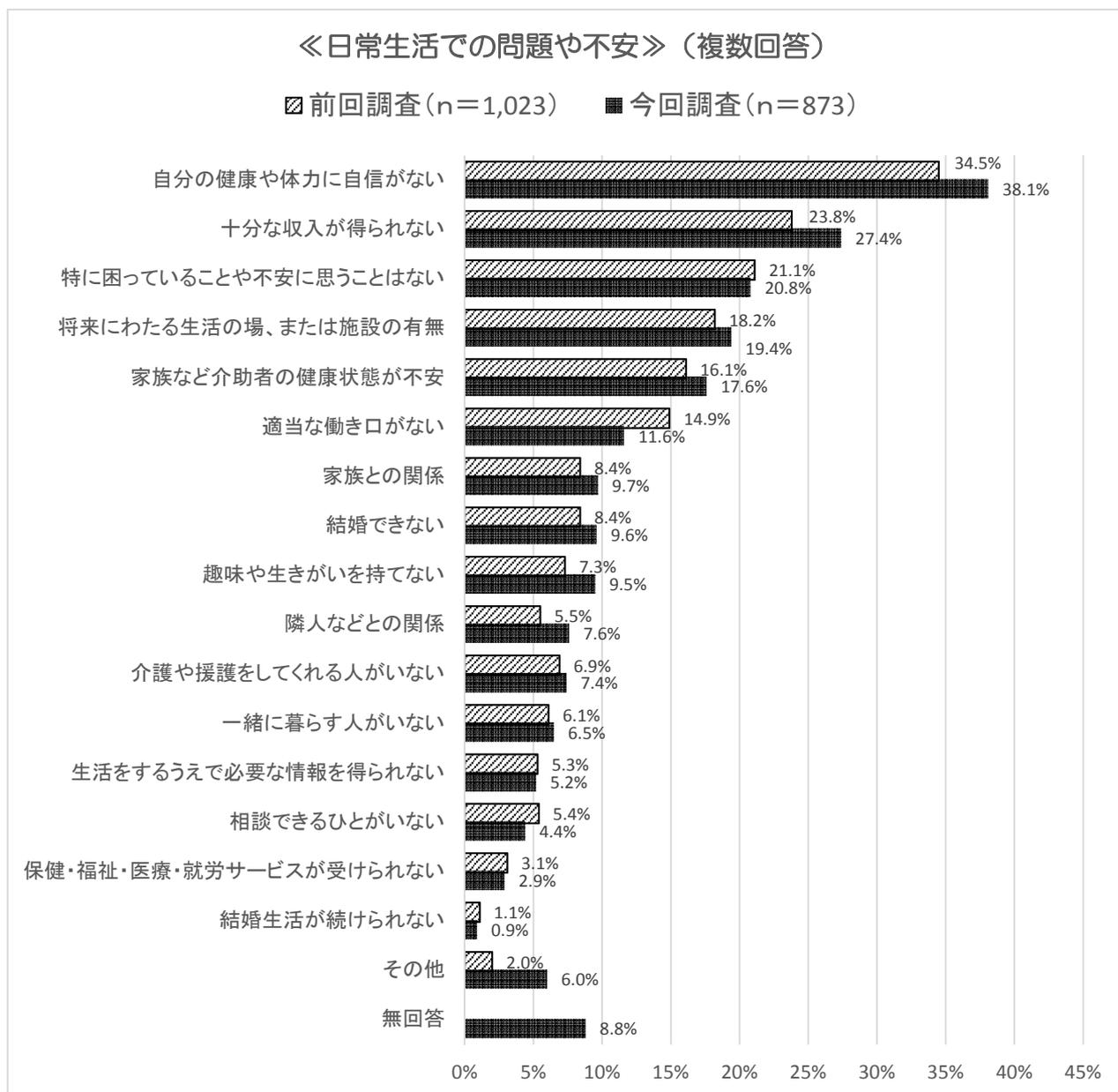
調査対象数	2,000名
調査対象及び抽出法	身体障害者手帳保持者 70歳以下の方(851人) 療育手帳保持者(404人) 精神障害者保健福祉手帳・精神通院医療受給者証保持者(745人) 平成29年3月末現在名簿より無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	平成29年5月
回収率	43.7%

(1) 日常生活上の問題

具体的な問題や不安の内容をみると、「自分の健康や体力に自信がない」が最も多く、以下、「十分な収入が得られない」、「将来にわたる生活の場、または施設の有無」、「家族など介助者の健康状態が不安」となっています。

前回調査と比較すると、健康問題や収入、住まいと就労は大きな問題だと言えます。

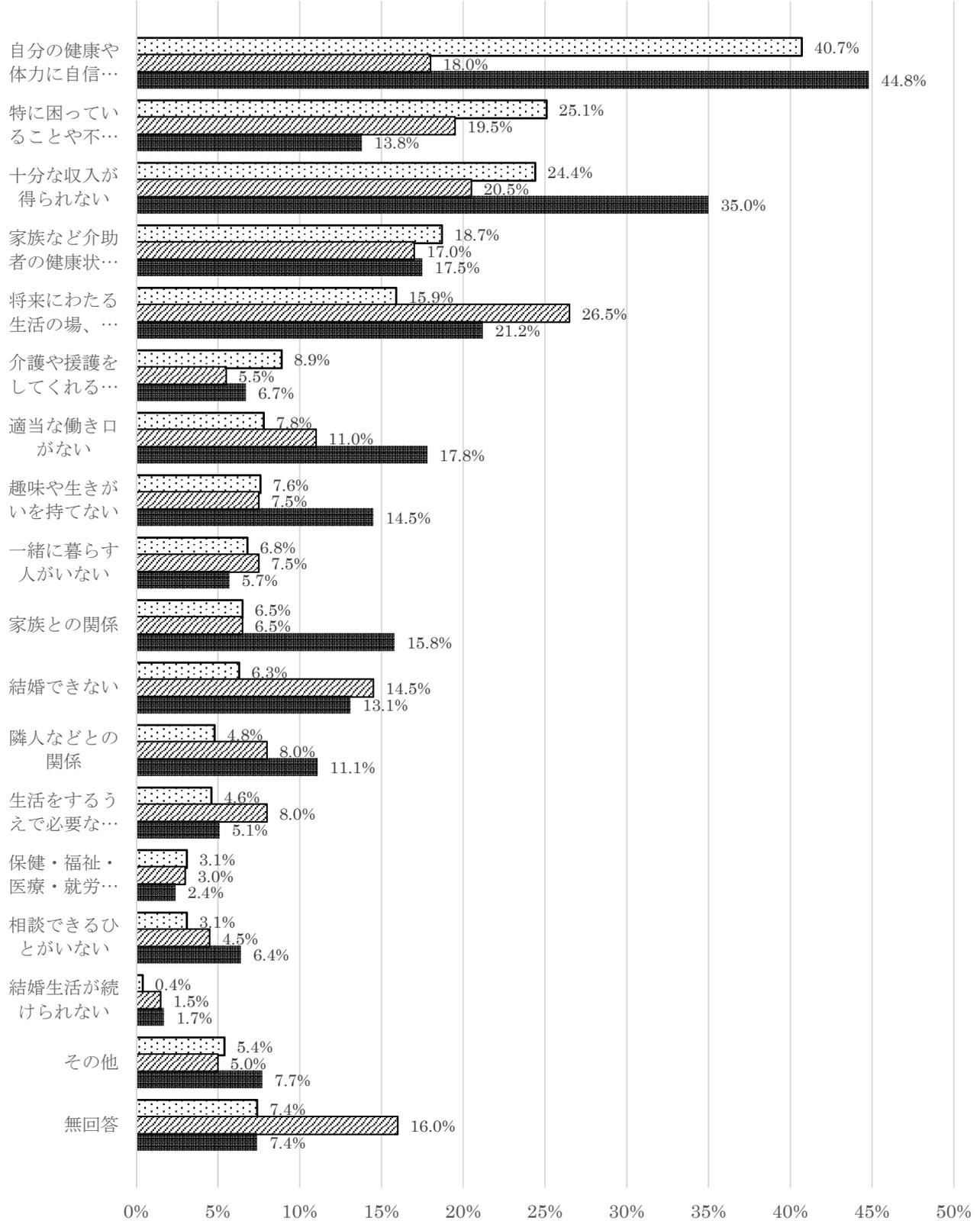
障害種別にみると、身体障がいのある方は、「自分の健康や体力に自信がない」が多く、健康面での強い不安がうかがわれます。知的障がいのある方は、「将来にわたる生活の場、または施設の有無」が最も多く、親亡き後の問題も含め、将来にわたっての住まいの場の確保に対する不安が強く現れています。また、精神障がいのある方は、健康面、収入の不安が高く働き口、家族との関係などの悩みや不安の割合も高くなっており、生活全般に関して強い不安を抱いていることがわかります。



資料：山鹿市障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）
山鹿市障害者基本計画・障害者福祉計画策定のためのアンケート調査（平成23年10月）

《日常生活での問題や不安：障害種別》 (複数回答)

■ 身体障がい者 (n=459) ▨ 知的障がい者 (n=200) ■ 精神障がい者 (n=297)



資料：山鹿市障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 29 年 5 月）
山鹿市障害者基本計画・障害者福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 23 年 10 月）

(2) 近所づきあいと周囲の理解の深まりの状況

① 近所づきあいの状況

近所づきあいの状況をみると、「会えばあいさつをする程度」が全体の約4割を占め最も多く、「大変親しいつきあい」と「行事のあるときはつきあう」を合わせた『近所づきあいがある』は3割強となっています。

前回調査と比較すると、「大変親しいつきあい」が平成18年度の調査の32.5%から前回調査では10.0%、今回調査では8.5%とさらに減少し、一方で「ほとんどつきあいはない」は平成18年度の調査で5.1%であったものが前回調査では18.6%、今回は19.4%と増加しています。

障がい種別にみると、知的障がいのある方や精神障がいのある方で「ほとんどつきあいはない」がそれぞれ約2割以上みられ、近所づきあいの程度は身体障がいのある方に比べて低いものとなっています。

このことから、知的障がいのある方や精神障がいのある方を中心に、その家族を含め、近所とのつきあいが保たれるよう意識啓発を図っていくと同時に、近所や地域との接点となるさまざまな機会づくりに取り組む必要があります。

《近所とのつきあいの程度》

- 大変親しいつきあい ■ 行事のあるときはつきあう ■ 会えばあいさつする程度
- ほとんどつきあいはない ■ 無回答

前回調査 (N = 1,023)

10.0%	24.1%	38.7%	18.6%	8.6%
8.5%	22.0%	38.0%	19.4%	12.1%

今回調査 (N = 873)

資料：山鹿市障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）
山鹿市障害者基本計画・障害者福祉計画策定のためのアンケート調査（平成23年10月）

《近所とのつきあいの程度：障害種別》

- 大変親しいつきあい ■ 行事のあるときはつきあう ■ 会えばあいさつする程度
- ほとんどつきあいはない ■ 無回答

身体障がい者 (N = 459)

13.5%	24.4%	34.0%	15.9%	12.2%
20.5%	38.0%	25.0%	15.5%	
18.2%	42.1%	22.9%	13.5%	

知的障がい者 (N = 200)

精神障がい者 (N = 297)

資料：山鹿市障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）

②「障がい」や「障がいのある方」に対する周囲の理解の深まり

「障がい」や「障がいのある方」への周囲（近所）の理解については、「理解が深まってきている」と評価する人が2割を下回り、「理解が深まっているとは思わない」と否定的に評価している人は2割強と、理解の深まりを感じていない評価が上回っています。さらに、「どちらともいえない」がほぼ半数に上っていることから、これを理解の深まりを実感できない人の割合と理解すると、障がいのある方に対する一層の理解が求められているといえます。

障がい種別でみると、精神障がいのある方は「理解が深まってきているとは思わない」が最も高率となっており、「理解が深まってきていると思う」が「理解が深まってきているとは思わない」を上回る身体障がいのある方とは傾向が異なっています。

このことから、特に精神障がいのある方に対する一層の理解向上を図る必要があると言えます。

《「障がい」や「障がいのある方」に対する理解の深まり》

■理解が深まってきていると思う ■理解が深まってきているとは思わない ■どちらともいえない ■無回答

	理解が深まってきていると思う	理解が深まってきているとは思わない	どちらともいえない	無回答
前回調査（N=1,023）	23.0%	18.6%	46.6%	11.8%
今回調査（N=873）	17.4%	22.2%	44.6%	15.8%

資料：山鹿市障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）
山鹿市障害者基本計画・障害者福祉計画策定のためのアンケート調査（平成23年10月）

《「障がい」や「障がいのある方」に対する理解の深まり》

■理解が深まってきていると思う ■理解が深まってきているとは思わない ■どちらともいえない ■無回答

	理解が深まってきていると思う	理解が深まってきているとは思わない	どちらともいえない	無回答
精神障がい者（N=297）	13.5	28.6	43.1	14.8
知的障がい者（N=200）	12.5	19.5	47.0	21.0
身体障がい者（N=459）	22.4	18.7	43.1	15.7

資料：山鹿市障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）

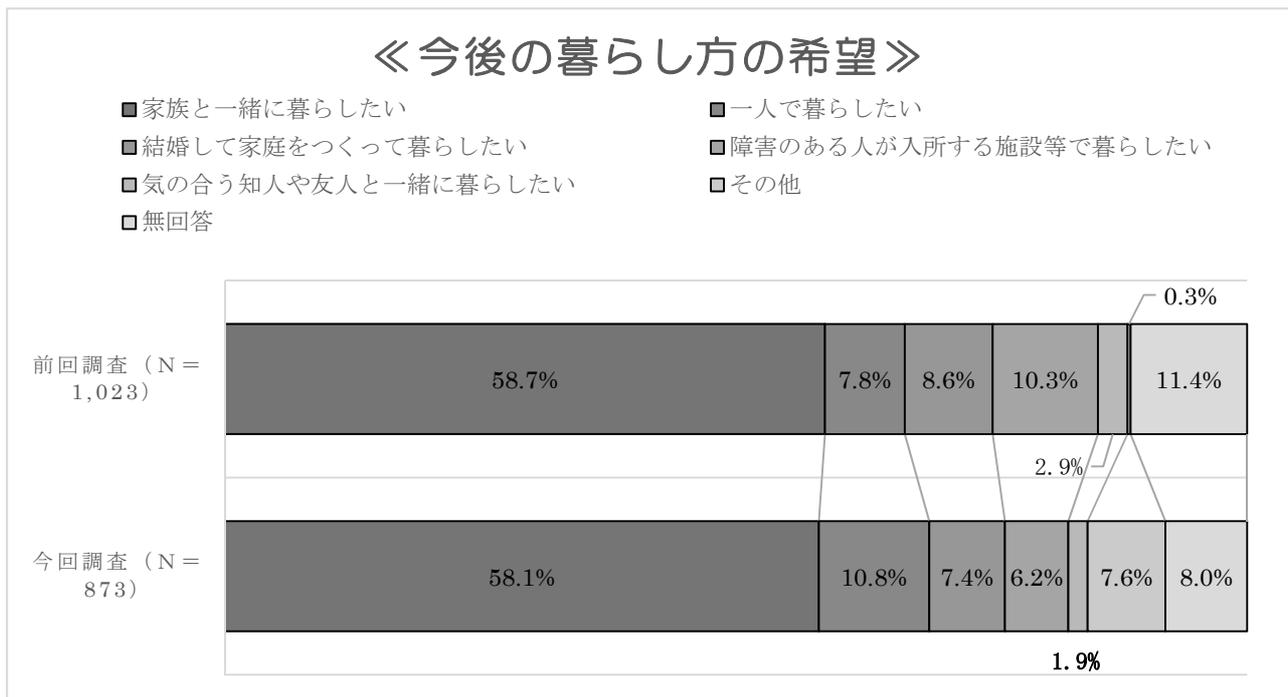
(3) 暮らし方と今後の施策ニーズ

① 今後の暮らし方の希望

障がいのある方が今後、どのような暮らし方を希望しているかをみると、「家族と一緒に暮らしたい」とする人が圧倒的に多く、全体の6割近くに上り、前回調査と同様となっています。

前回調査と比較すると、「障がいのある人が入所する施設等で暮らしたい」とする人が減少し、「一人で暮らしたい」とする人が増加しています。

入所等から地域生活への移行や、地域生活の継続を可能にする支援が必要であると思われます。



資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 29 年 5 月）
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 23 年 10 月）

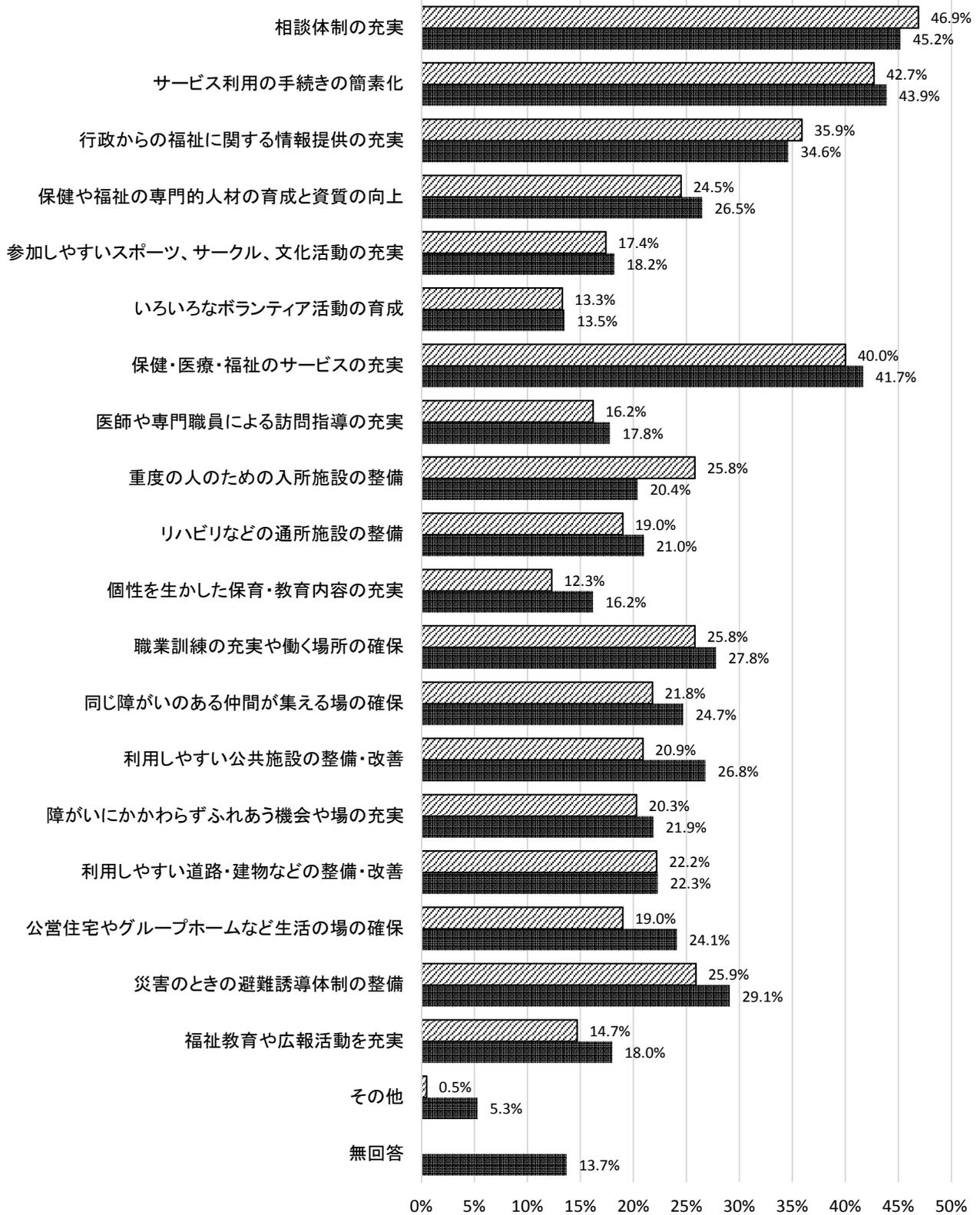
② 障がいのある方にとって暮らしやすいまちづくりのための施策ニーズ

障がいのある方にとって暮らしやすいまちづくりを今後推進していくうえでのニーズをみると、「相談体制の充実」、「サービス利用の手続きの簡素化」、「保健・医療・福祉のサービスの充実」を挙げる人が多く、前回同様、それぞれ全体の4割以上を占めています。

特に「相談体制の充実」については、前回調査と比較して増加しており、障がいのある方が地域において自立した生活を送るためには、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

《障がい者にとって暮らしやすいまちづくりのための施策ニーズ》 (複数回答)

▨ 前回調査(n=1,023) ■ 今回調査(n=873)



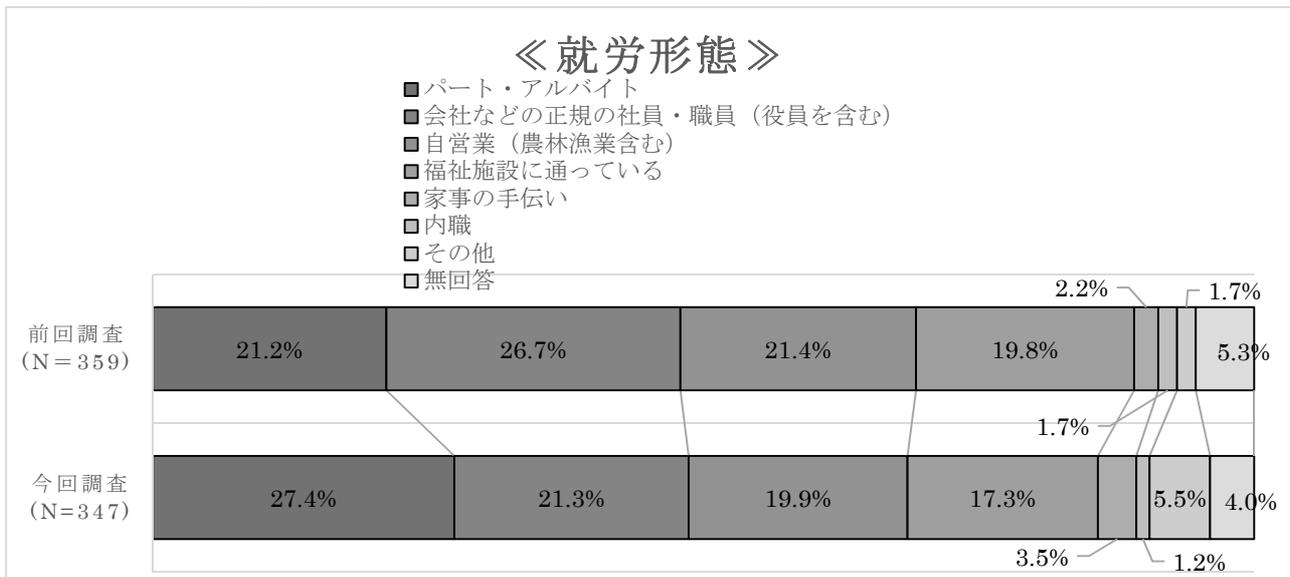
資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 29 年 5 月）
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 23 年 10 月）

(4) 障がいのある方の就労状況と就労支援ニーズ

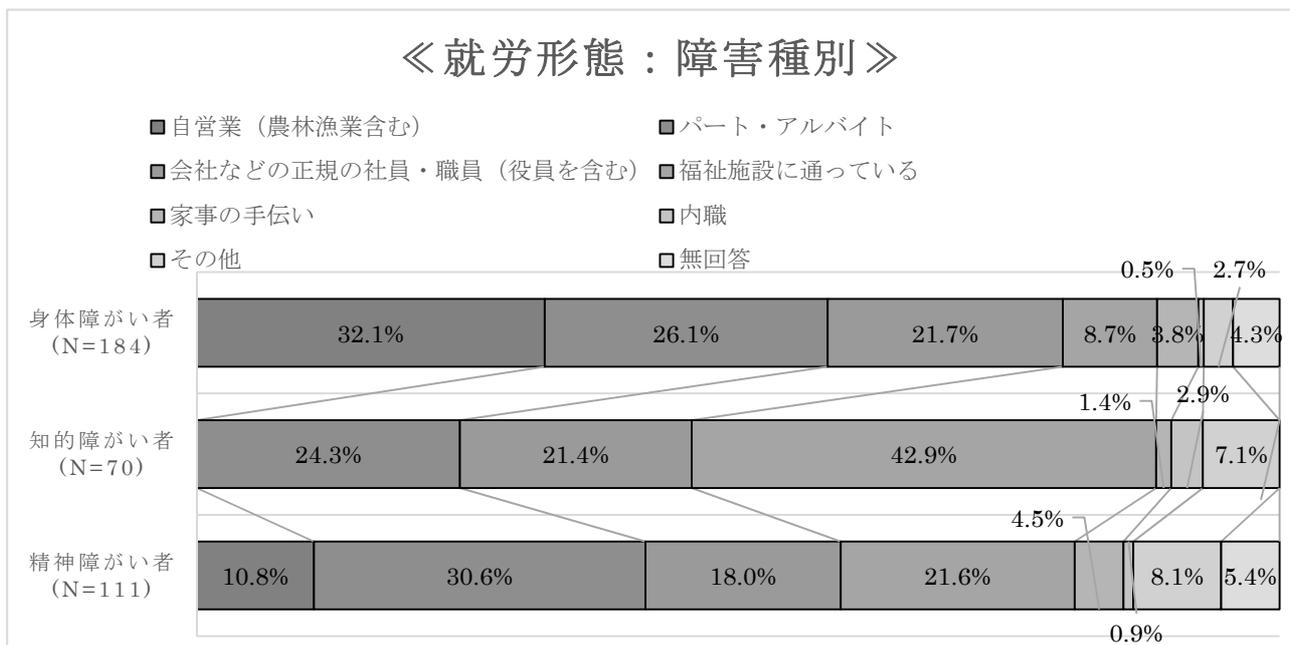
① 就労の状況と問題点

アンケート調査によると、現在、就労している障がいのある方の割合は全体（873人）の4割程度となっています。前回調査では全体（1,023人）の3割程度でしたので、就労者はやや増加しています。

前回調査と比較すると、「会社などの正規の社員・職員（役員を含む）」の割合は減少し、「パート・アルバイト」の割合は増加しています。また知的障がいのある方では「福祉施設に通っている」の割合が4割を超えており、正規雇用・一般就労の厳しさを示す結果となっています。



資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成23年10月）

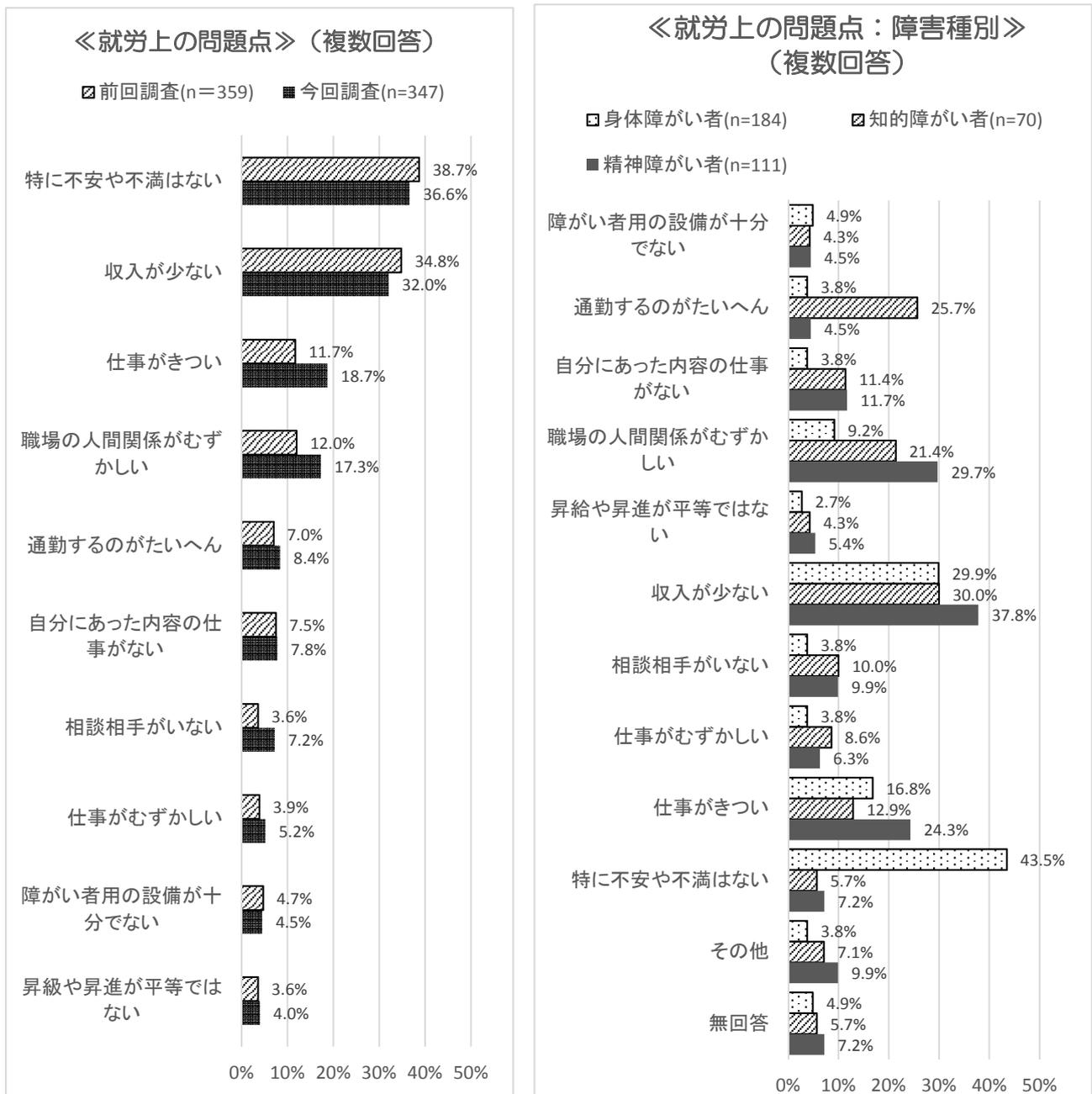


資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）

就労上の具体的な問題としては「収入が少ない」ことが第1位に挙げられ、就労者の3割を超えます。一方、「特に不安や不満はない」も約4割を占めています。

前回調査と比較すると、「仕事がきつい」「職場の人間関係がむずかしい」の割合が増加しています。

障がい種別にみると、いずれの障がいのある方も「収入が少ない」が第1位に挙げられています。また、知的障がいのある方は「通勤するのがたいへん」「職場の人間関係がむずかしい」が高い割合を示し、精神障がいのある方は「職場の人間関係がむずかしい」「仕事がきつい」が高い割合を示しています。このことから、就労後の人間関係も大きなものとなっているようです。

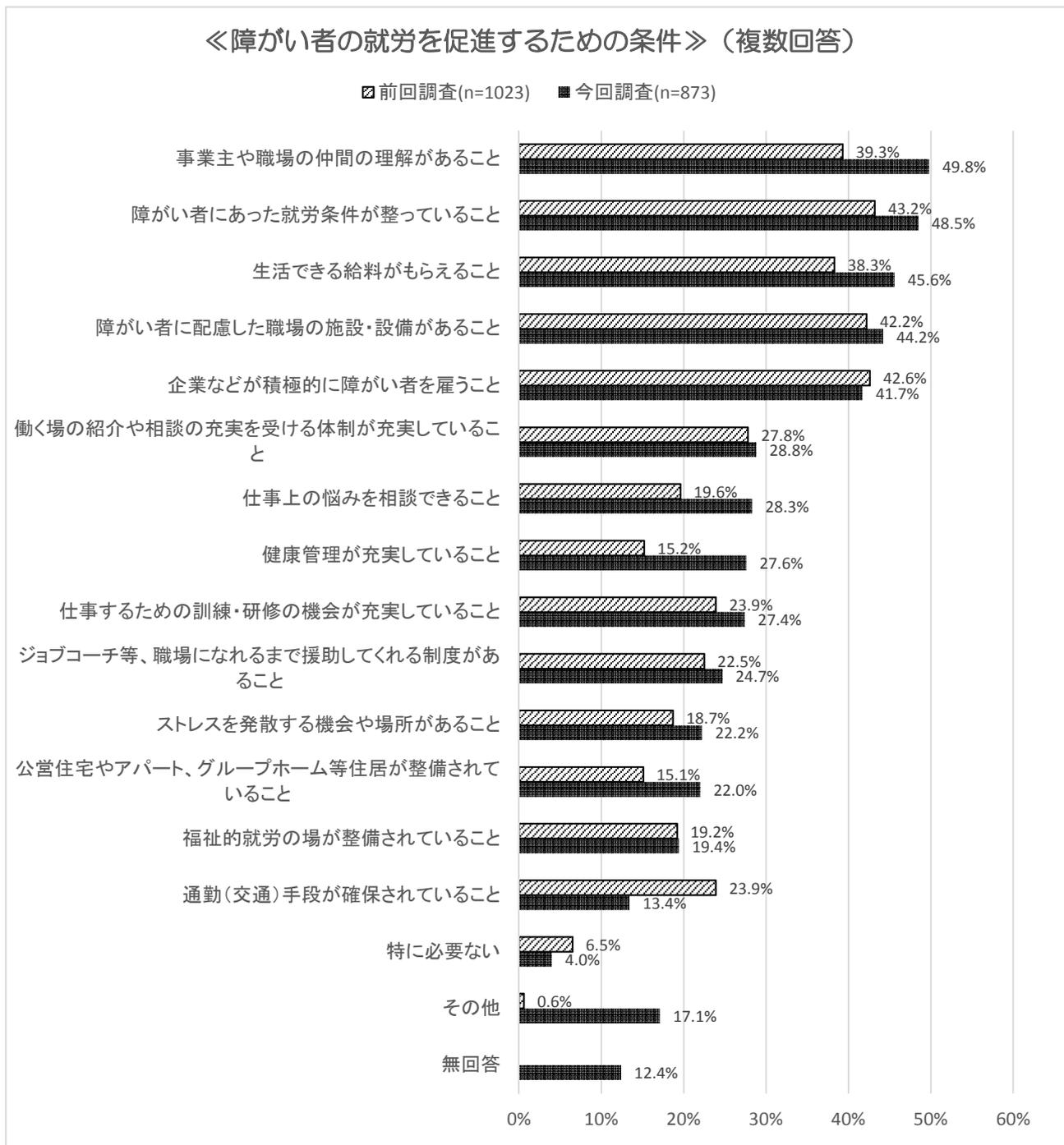


資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）
 山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成23年10月）

②就労支援ニーズ

今後、障がいのある方の就労を促進していくための条件としては、「事業主や職場の仲間の理解」「障がい者にあった就労条件が整っていること」「生活できる給料がもらえること」「障がい者に配慮した職場の施設・設備があること」「企業などが積極的に障がい者を雇うこと」の5項目で4割を超えています。

前回調査と比較すると、ほぼ全ての項目で回答割合が前回調査を上回っており、10%以上上回った調査項目もあります。このことから、障がいのある方の就労支援ニーズは高まっていると言えます。



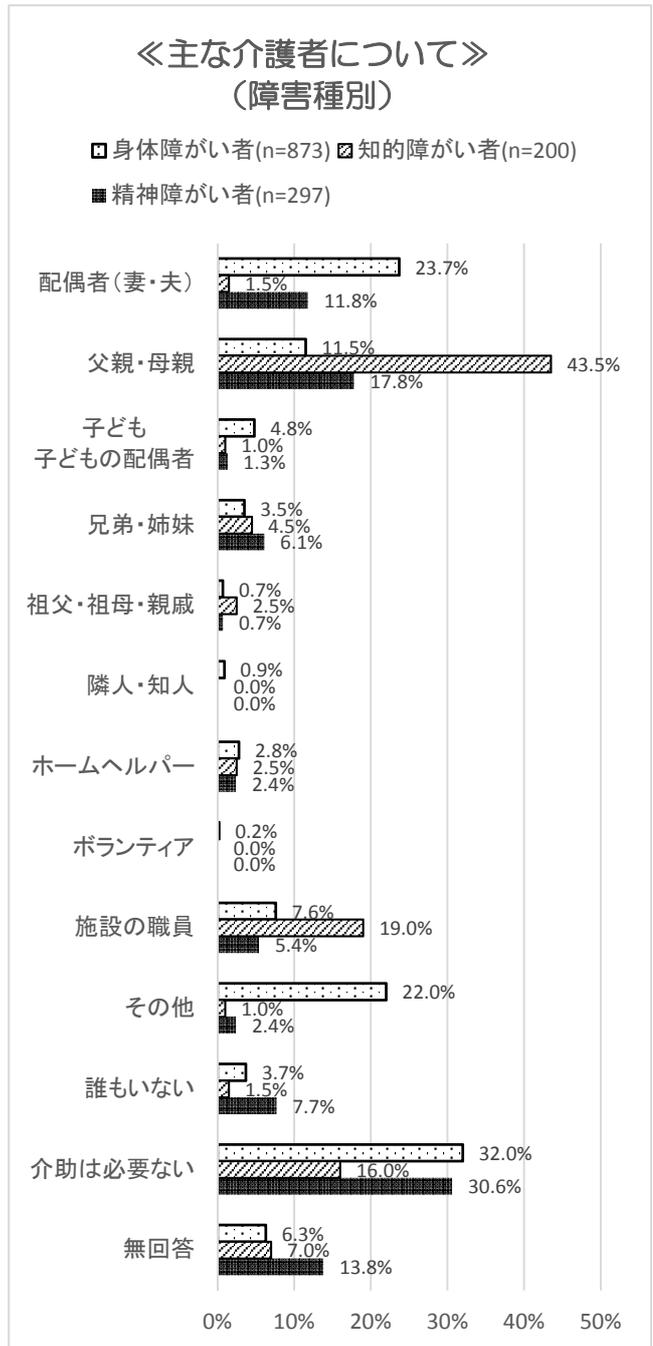
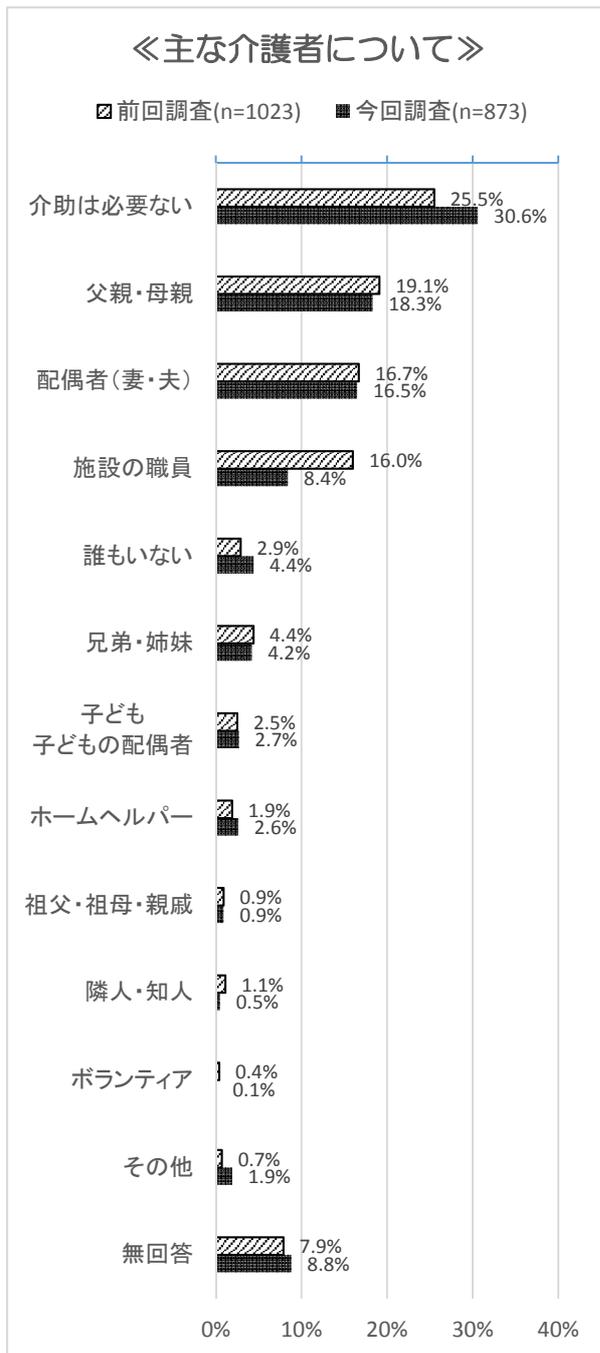
資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 29 年 5 月）
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 23 年 10 月）

(5) 家族介護の状況

家庭での主な介護者については、「父親・母親」が2割弱で最も多く、次いで「配偶者（妻・夫）」、「施設の職員」が挙がっています。一方、「介助は必要ない」も3割を超えています。

前回調査と比較すると、「施設の職員」の割合が大幅に減少し、「ホームヘルパー」の割合が増加しています。

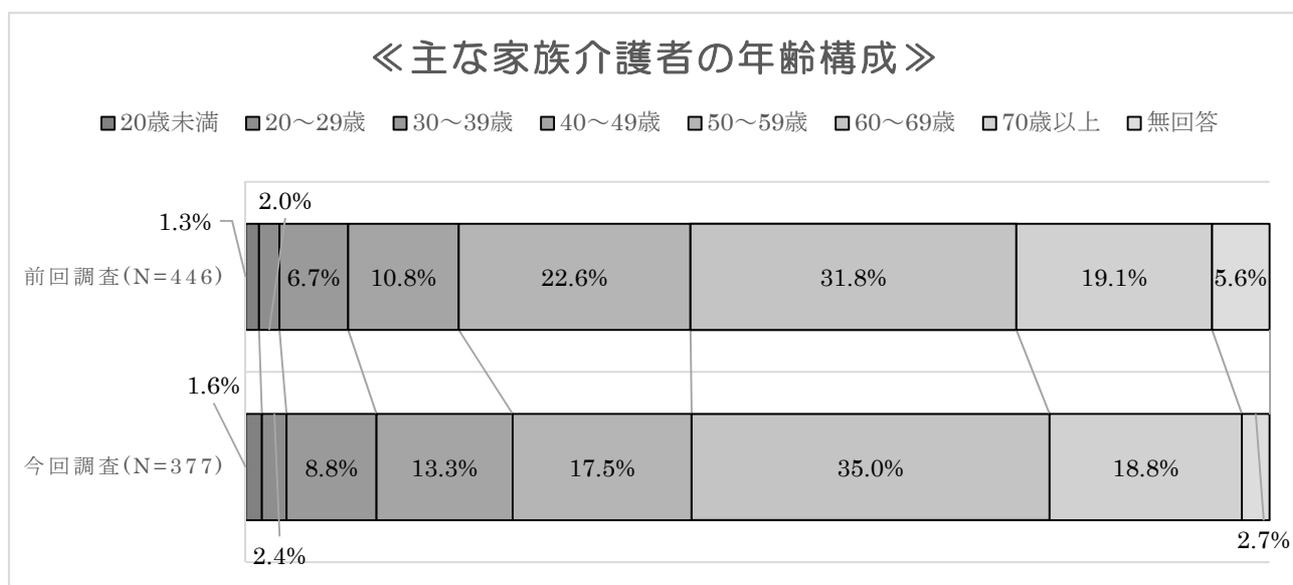
障がい種別にみると、身体障がいのある方の場合「配偶者（妻・夫）」が最も多く2割を超えますが、知的障がいのある方では「父親・母親」が4割を超え、精神障がいのある方では「父親・母親」が約2割と、障がい種別により、介護者に違いがあることがわかります。



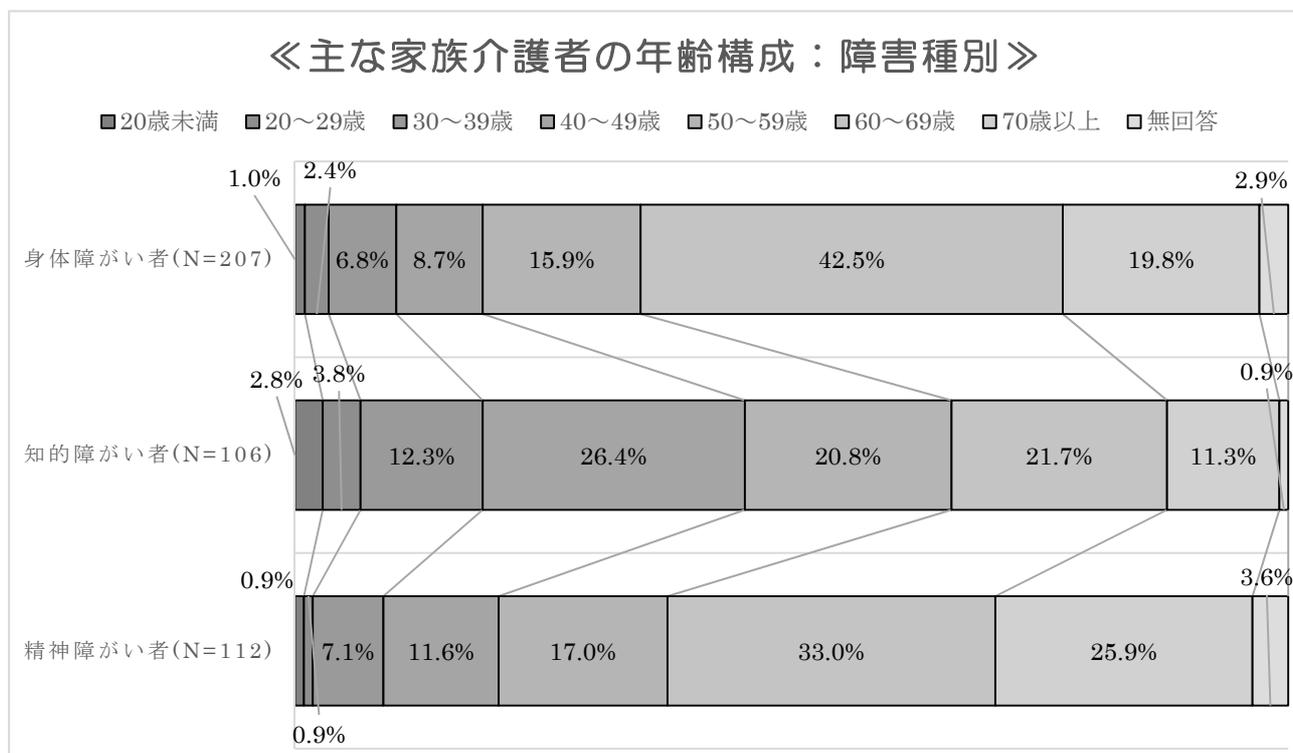
資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 29 年 5 月）
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 23 年 10 月）

家族の介護者の年齢構成をみると、「60～69歳」が35%と最も多く、次いで「70歳以上」、「50～59歳」の順となっています。全体として介護者は高齢化の傾向にあります。

障がい種別にみると、知的障がいのある方の場合、60歳以上の介護者は約3分の1であるものの、身体障がいのある方では6割以上、精神障がいのある方では6割近くが60歳以上の高齢層となっています。



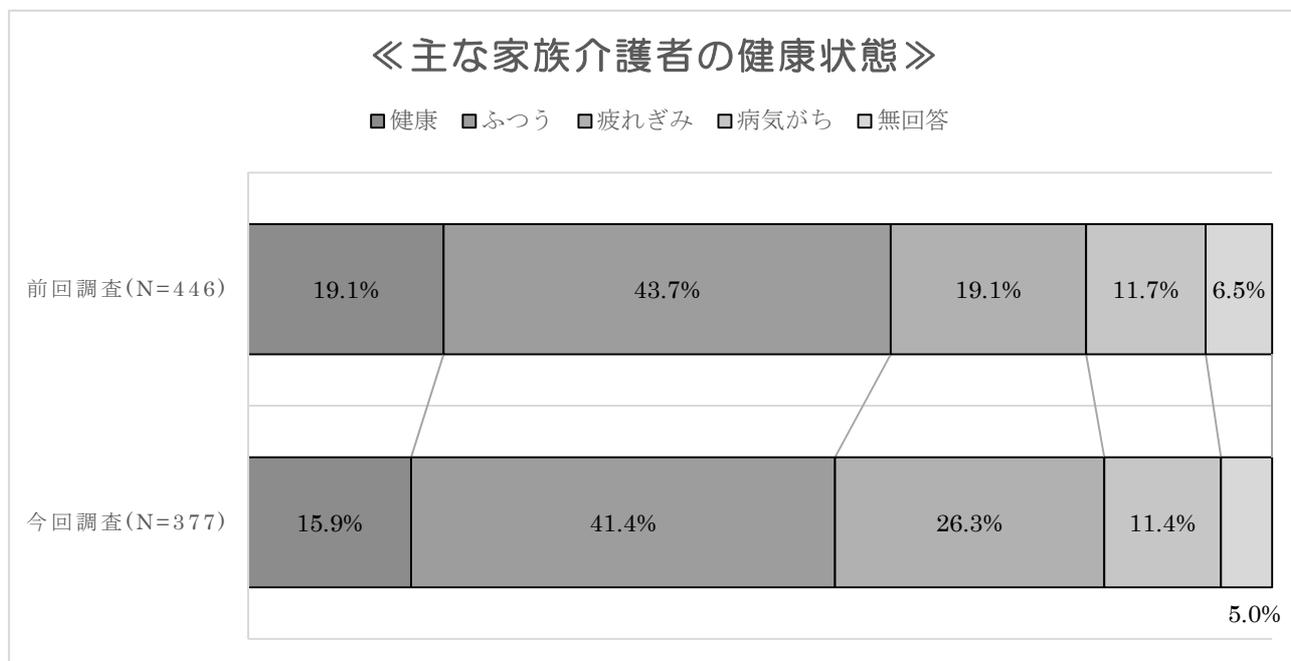
資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成23年10月）



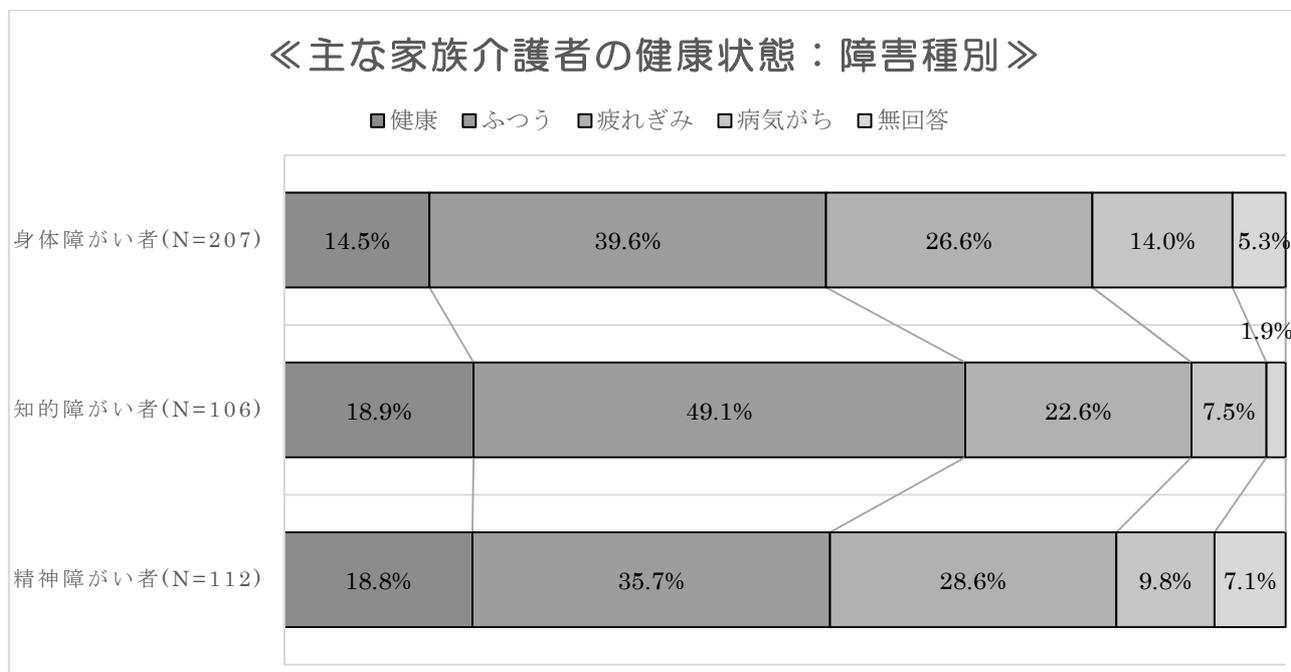
資料：山鹿市障害者計画・障害者計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）

こうした介護者の高齢化の中で、介護者の健康状態は「疲れぎみ」や「病気がち」の割合の合計が3割を超えており、前回調査と比較すると割合は増加しています。

障がい種別にみると、精神障がいのある方、知的障がいのある方の3割台に対し、身体障がいのある方の場合には家族介護者の4割以上が健康上の不安を抱えている結果となっています。



資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 29 年 5 月）
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 23 年 10 月）

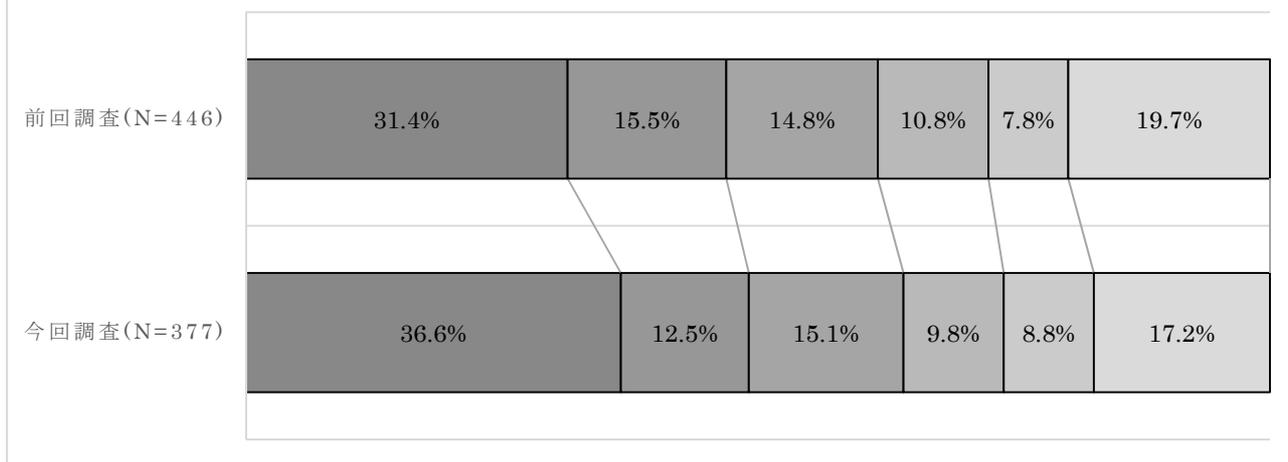


資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 29 年 5 月）

また、介護に要する1日あたりの平均時間は「1時間未満」が全体の3割以上を占め最も多くなっていますが、6時間以上も2割弱を占めています。

《主な家族介護者の1日あたり平均の介護時間》

■1時間未満 ■1～3時間未満 ■3～6時間未満 ■6～12時間未満 ■12時間以上 ■無回答

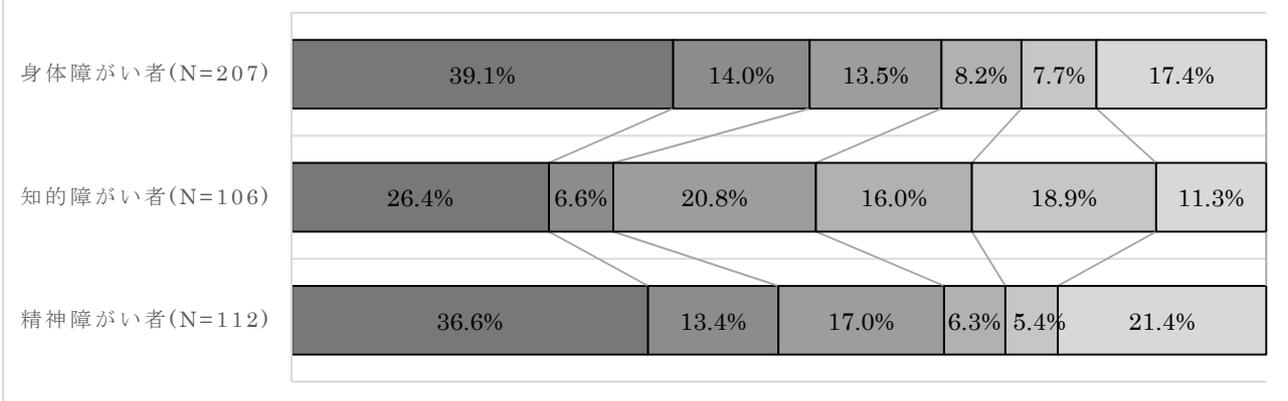


資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成23年10月）

障がい種別にみると、6時間以上の介護の割合は身体障がいのある方、精神障がいのある方が1割台であるのに対して、知的障がいのある方では3割となっている状況であり、介護者にとって時間的拘束も大きい負担となっている状況です。

《障害種別の主な家族介護者の1日あたり平均介護時間》

■1時間未満 ■1～3時間未満 ■3～6時間未満 ■6～12時間未満 ■12時間以上 ■無回答



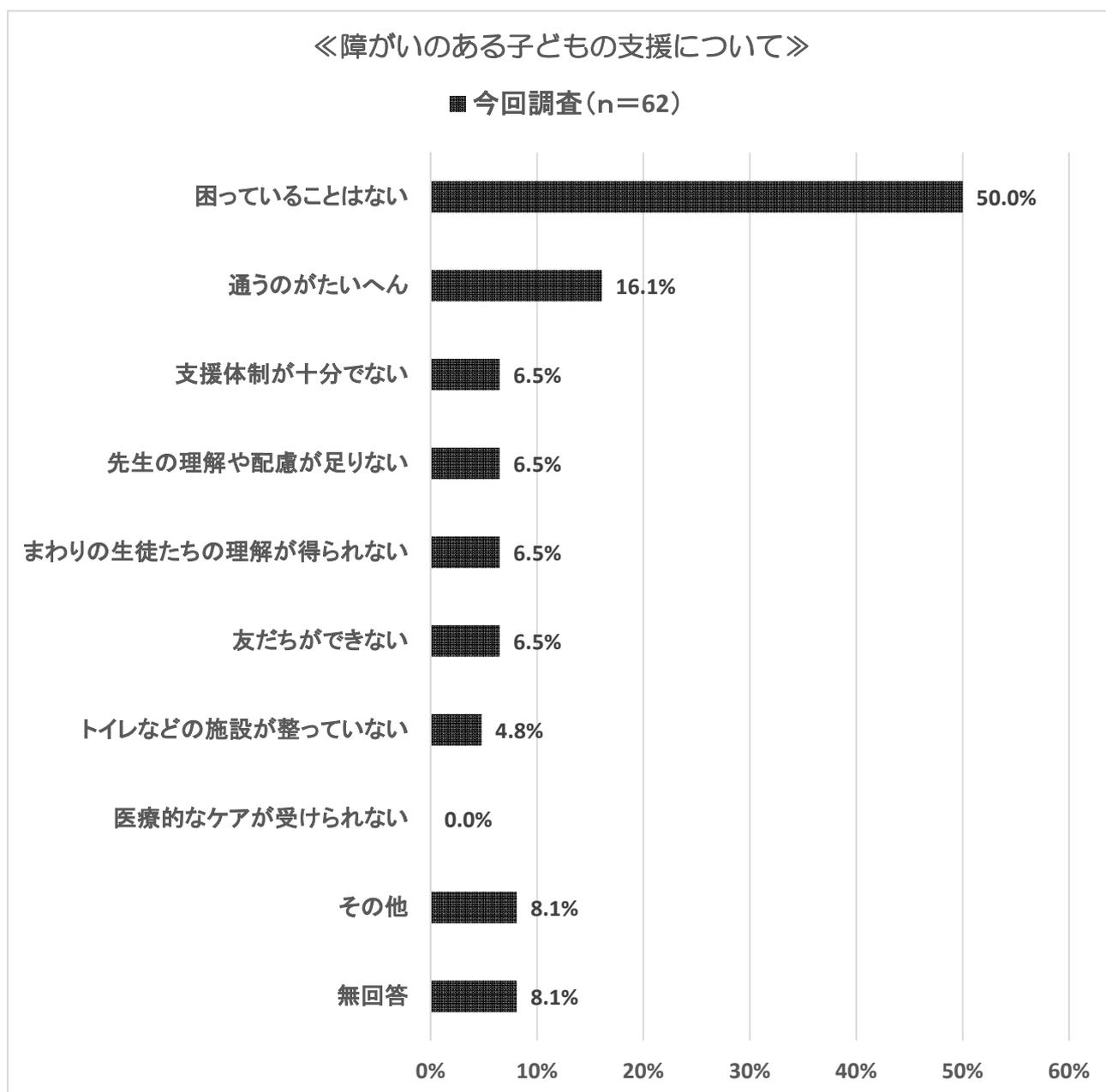
資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）

(5) 障がいのある子どもの支援

①障がいのある子どもの支援

障がいのある子どもをもつ保護者にとっての通園・通学の状況として「通うのが大変」が最も多く、支援体制や周囲の理解に悩みを持っている状況です。保護者の希望として、安心して登園・登校できるような支援が必要だと思われます。

また、「困っていることはない」が多い理由として、支援が充実してきたことも要因のひとつとして考えられますが、必要な支援やどのような支援体制があるのかわからない、生活の中で困っている自覚がない、ということも考えられるため、各種支援制度の周知をさらに図っていく必要があると思われます。

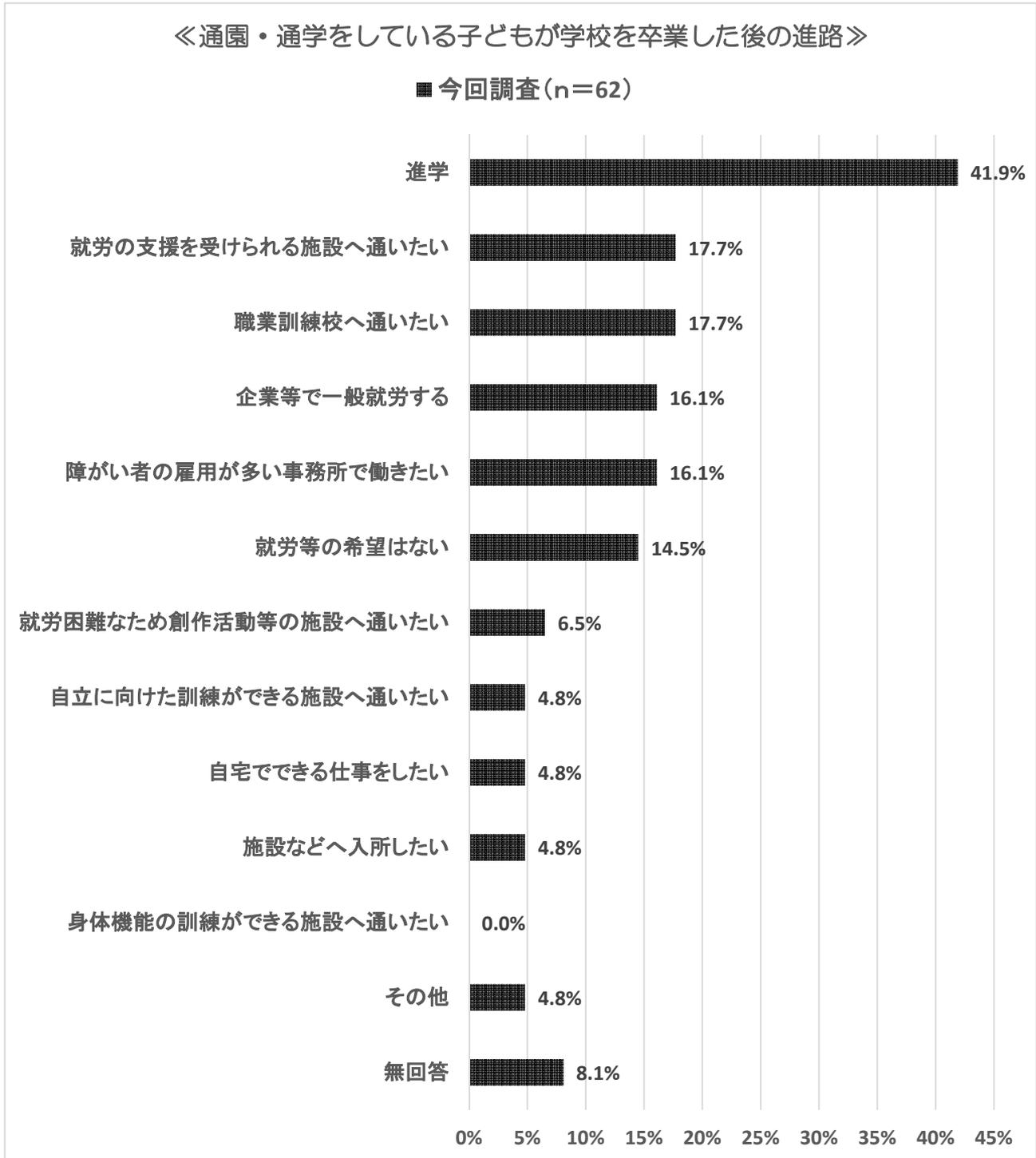


資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）

②通園・通学している子どもが学校を卒業した後の進路

障がいのある子どもが現在通園・通学している学校を卒業した後の進路については、「進学」が最も多く、現在の通園・通学先から次の進学先へのスムーズな引継ぎの支援が必要であると思われます。

また、「就労の支援を受けられる施設へ通いたい」「職業訓練校へ通いたい」が同率次点となっており、親亡き後を見据えての自立した生活を希望する様子が伺えます。

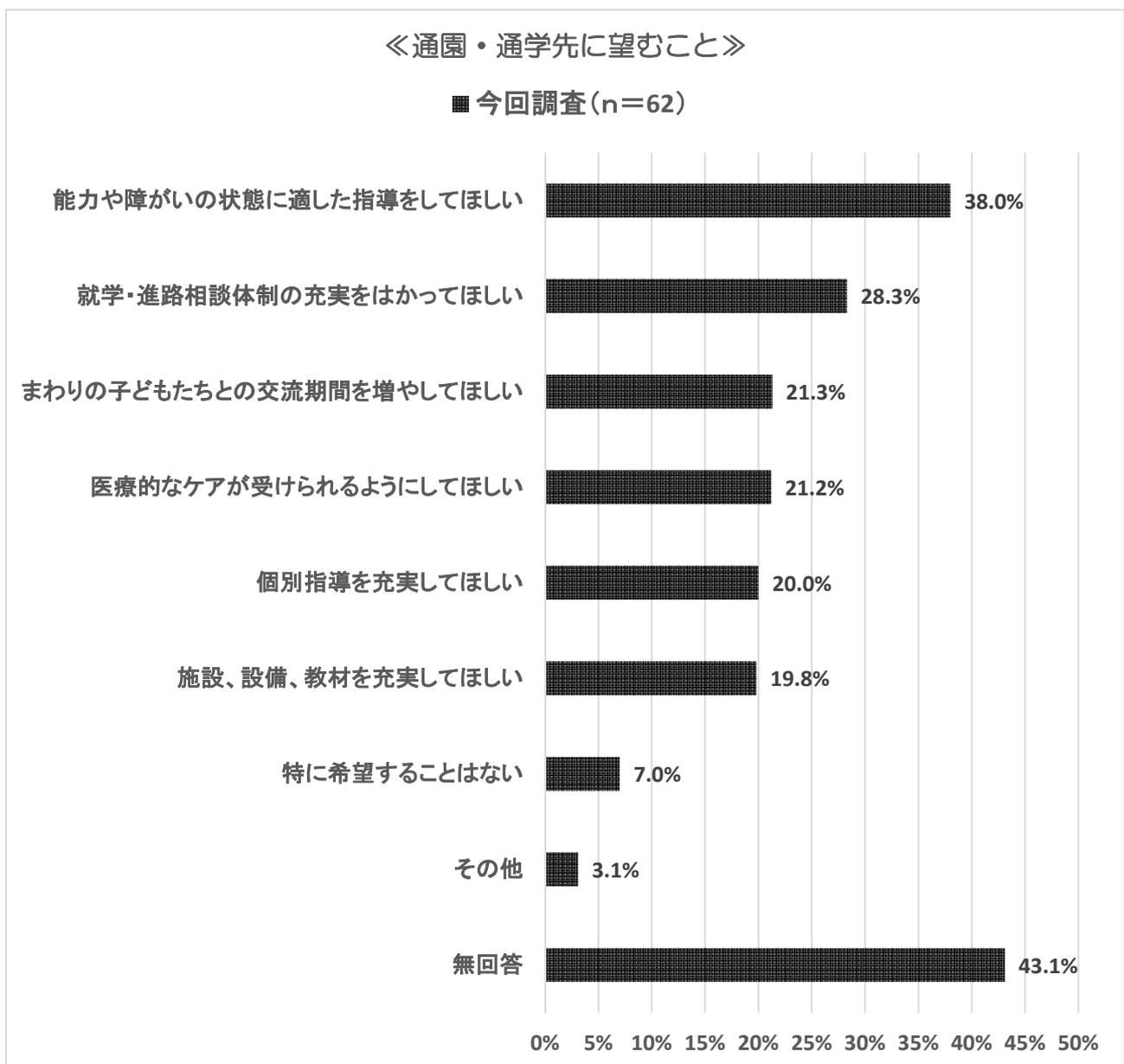


資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 29 年 5 月）

③ 通園・通学先に望むこと

現在の通園・通学先に望むことについては、「能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい」が最も多く、次いで「就学・進路相談体制の充実をはかってほしい」となっています。これについては、本市教育委員会がモデル事業として実施した「インクルーシブ教育」の更なる充実、教育関係者と福祉関係者の密な連携が必要であると思われる。

また、「医療的なケアが受けられるようにしてほしい」について21.2%となっており、医療的ケア児が心身の状況に応じて保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、各分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築する必要があります。



資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）

4 アンケート調査による障害福祉サービスのあり方

本計画の策定にあたって、今後必要な障害者福祉のあり方を把握するために、関係団体や事業者に対するアンケート調査を実施しました。

(1) 調査実施の概要

調査対象	障害者支援団体及び 障害福祉サービス事業所	山鹿市内企業
回答数	14事業所、団体	35事業所
調査時期	平成29年5月	平成29年2月
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収

(2) 調査結果の抜粋

① 団体・事業所の抱える運営上の課題

- 手帳を持っていても団体に参加しない。会員数の減少と会員を支える家族の高齢化、さらには経済的な不安が大きい。
- 人材の確保とともに、利用者の確保に苦慮する。
- 施設の老朽化、作業単価・工賃の安さから経営面の問題。
- 請負作業をこなすために障がいのある方への支援がおろそかになることもある。
- 利用する障がいのある方（児童）の障がいの状況がさまざまなことから個々の対応に苦慮することもある。
- 家庭環境等支援調整が増加している。モニタリング外での連絡・調整・心理的支援等算定できない。
- 利用者の高齢化や症状の重度化に対して今後の対応の困難さ。
- 介護職の若い世代の応募も少なく事業所側の人手不足。
- サービス利用者とそれを支える家族、サービス事業所に対する支援とともに、支援する側の人材確保のための施策が必要。

② 利用する障がいのある方や家族が抱える悩みや相談

- 障がいのある方への理解不足を感じる。
- 障がいのある方などを支える家族・支援者の高齢化が最大の不安、悩み。
- 将来、親が亡くなった後に、障がいのある方などが生活を確保できる体制があるか不安。
- 働きたくても体調が整わない、経済面、地域での生活への不安。
- 就学、就労に向けての決定、社会生活の自立への不安。

- 自宅での療育に悩まれている家庭もある。
- 症状の変化やそれに対する対応についての悩み。

③ 福祉施設から地域生活への移行促進

- 支援者のスキルアップ、社会資源の創出。
- 法人内での完結サービス防止。
- 移行先を考える機会を作る。
- 受け入れ先の家族・地域への理解の向上を行政が担う。
- 就労支援の充実。
- 希望のサービスが支給量に見合わず生活が困難になる予測あり。
- 地域の受け皿が必要。

④ 精神科病院から地域生活への移行促進

- 住まいの場・経済的な基盤整備が必要。
- 地域で支えるチーム形成し支援を行う。
- 支援者の養成にて支援者の質と量の確保が必要。
- 地域の受け皿が必要。
- 個別の支援充実 寄り添っての支援が必要。
- 生活訓練や社会適応訓練が必要。
- 企業や地域の理解向上が必要。

⑤ 福祉施設から一般就労への移行促進

- 障がいのある方の特性の理解をしてもらう。
- 企業の協力と理解サポートが必要。
- 企業と施設が情報交換する機会等充実。
- 定着までのサポート充実。
- 就労支援から一般就労に向けての支援は十分な支援が必要。
- 一般就労雇用側としては、バリアフリーなど環境問題、支援の余力がないなどの現実問題も多い。
- 企業側と施設側が情報交換できる機会を提供してほしい。

⑥ 障がいのある方とその家族等に対する支援の質の向上

- 障がいの特性の十分な理解が必要なため実体験についての研修必要。
- 専門的知識の研修が必要。
- 事業者間連携が必要。
- 事例検討など各関係機関が集まった研修は必要。
- 個々に自己研鑽に努める。モニタリングがきちんと行えているか行政の確認が必要。
- 権利擁護・差別解消などの周知が必要。

⑦ 障がいのある方とその家族等に対する相談支援

- 相談員不足。事業所を増やす必要がある。
- 行政、事業所の定期的な研修会意見交換会必要。
- 相談機関や相談方法などの広く周知が必要。
- 適切な相談機関につなぐよう連携が必要。

⑧ 障がいのある子どもの支援

- 就学前の学校と福祉事業所との連携は必要。
- 切れ目のない支援が必要。
- 事業所の確保が必要。
- 保護者の障がいに対する理解の向上を図る必要がある。
- 地域の人々の理解の向上のための研修。
- 日中一時支援、短期入所や発達障がいのある子どもたちの行き場についてのニーズが高まっている。
- 医療機関や教育機関、地域療育センター、行政、福祉関係の連携と情報交換によって、障がいのある子どもに対して、幼児期から就学後までとぎれの無い支援が重要。
- 特別支援学校の設置に向けた要望。

⑨ 障がいを理由とする差別の解消の推進

- 地域住民に広く研修を行う。
- 社会教育と一体となった啓発を積極的に行う。
- 法律や条令の理解に基づいた専門職の業務を行っていく。
- 子どもに対し早い段階での教育が必要。

⑩ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進のあり方

- 利用者の意思を尊重した支援につなげる。
- 制度についての理解を広める研修会の開催が必要。
- 支援者と利用者の信頼関係が一番大切。
- 利用しやすいような手続きの簡素化も必要ではないか。
- 難病患者への障害福祉サービス等の周知。
- 医療機関で患者さんへのサービスの周知を行ってもらおう。
- 難病の病気についての正しい知識の理解が必要。
- 医療連携、専門性の高い相談支援が必要。
- 症状の進行が早い疾患も多く、福祉サービスをもっと利用しやすくあってほしい。
- 地域・専門職に制度や病気についての研修が必要。

⑪ その他

- 災害時の対応整備が必要。相談事業所や相談員が支援できなくなったときの地域

でのフォロー体制整備。事業所ごとの持ち出し用利用者台帳の整備・支援の協定・連絡体制の整備等。

- 災害時の行政機能停止時の対応について明記してほしい。
- 障がいのある方のニーズに沿った計画を。種別によつての計画を。
- 国の意見に沿い山鹿市の現状課題に沿った計画策定を。
- さまざまな情報を密に教えてほしい。
- 社会参加を促せるような支援者の数と質の充実を図ってほしい。
- 地域の育成・差別や偏見のない共に学べる地域であつてほしい。
- 放課後デイ 22 日あるが学童との併用が可能な状況にするため日数の検討をしている。
- 行政の福祉担当者や社会福祉協議会の機能強化、先進地や現場の視察、障がいのある方の過ごす場の確保。
- 障がいのある方が安心して過ごせるよう、支援体制の拡充やサービスの充実に向けて取組が必要。

第4章 計画の基本課題

アンケート結果にみられる障がいのある方の生活をめぐる問題や生活意識の変化、さらには障害者総合支援法をはじめとする障害者施策体系の変革などを踏まえ、計画策定の基本課題を次のとおりとします。

(1) 「障がい」の多様化、社会の高齢化に伴う支援体制の構築

「障がい」の概念は、社会全体の意識の向上により、従来のような身体障がい、知的障がい、精神障がいといった3つの大きな枠組みだけでは捉えられないほど多様化しており、それぞれの特性を十分理解したうえで、さまざまな障がいへ適切に対応していくことが求められています。

また、社会全体の高齢化に伴い、障がいのある方や支援者も高齢化しており、支援者亡き後の支援のあり方を考えていくことも強く求められています。

このような要求に対し、今日の障害者施策の基底にある「自己選択と自己決定」を尊重し、社会全体の意識の向上により徐々に高まりつつある「自分らしい暮らし方」を支える支援体制を構築する必要があります。

また、障がいのある方が乳幼児期から高齢期まで生涯をとおして、自分らしく安心して暮らしていけるよう、「ライフステージ[※]」を基軸とする一貫した保健・医療・福祉・教育など、障がいのある方本人と共に、地域住民との協働を推進しながら総合的な支援施策を展開していく必要があります。

(2) 働きたい意欲や地域で生活できる社会を実現できる地域づくり

障害者総合支援法が目指す理念の大きな柱の一つとして「働く意欲をもつ人が働ける社会づくり」が掲げられています。また、地域で自立した生活をするうえで、労働や社会参加は重要な課題です。アンケート結果においても、障がいのある方の就労支援ニーズは高く、就労は大きな生活上の問題、不安としても挙げられています。

このため、障害者総合支援法の理念を実現していくため、就労支援サービスの充実のもとより、事業所に対する雇用促進の働きかけのほか、福祉・雇用・就業にかかわる関係機関等による総合的な就労支援ネットワークの充実を目指し、障がいのある方の就労を支援・促進する必要があります。

※ ライフステージ：
人生の各段階。幼少期、青年期、壮年期、老年期などの段階に分けられる。

(3) 社会的障壁の除去への総合的な取組み

全ての市民が一人の人間として尊厳や権利を尊重され、自立した生活や社会参加を実現していくためには、さまざまな社会的障壁^{※1} 除去へ向けた障がいのある方のアクセシビリティ^{※2}向上の環境整備が必要です。アンケート結果においても、建物や道路等の物理的障壁や差別や偏見等の心理的障壁が課題として挙げられており、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れることを通じ社会全体で社会的障壁の除去へ取り組む必要があります。

(4) “全ての市民によるふくしのまちづくり” の推進

全ての市民が一人の人間として尊厳や権利を尊重され、自立した生活や社会参加を実現していくために、障がいのある方への地域福祉の充実が求められています。その実現は、行政が主導する制度的福祉サービスだけで実現できるものではなく、全ての市民と行政があらゆる分野において国が示している地域共生社会^{※3}の実現に向けた取組が必要となっています。

このため、乳幼児期から高齢期まで、障がいのある方のさまざまな支援のニーズに対応できるよう、保健・医療・福祉をはじめ関連機関の連携を図り、ボランティア活動等を支援・育成しながら市民と行政とが一体となった取組を推進する必要があります。

※1 社会的障壁：

(P1)

※2 アクセシビリティ：

(P1)

※3 地域共生社会：

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境に無かった障がいのある方等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

第5章 計画の理念と施策推進の目標

1 施策の体系

